

令和2年6月9日(火曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	小永正裕	2番	矢野依伸	3番	山本久夫
4番	山崎正男	5番	浅野修一	6番	吉尾昌樹
7番	濱村美香	8番	矢野昭三	9番	宮地葉子
10番	澳本哲也	11番	宮川徳光	12番	池内弘道
13番	中島一郎	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	宮川茂俊	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	川村一秋
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	川村雅志
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	土居雄人
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	橋田麻紀		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎 あゆみ

令和2年6月第8回黒潮町議会定例会

議事日程第2号

令和2年6月9日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

令和2年6月9日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

陳情第15号は継続審査となりましたので、議題としないことを報告致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、澳本哲也君。

10番（澳本哲也君）

おはようございます。

早速です、もうやります。お願いします。

今回、多数の新型コロナウイルス感染について議員より一般質問が出ておりますが、あまり追究うか、深いところを掘っていくと皆さんがまた困ると思いますので、自分なりにやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひを致します。

当町はコロナ関連に対応した施策についてですね、近隣の市町村から、黒潮町はほんとにスピード感を持って取り組んでいるねなど、さまざまな声が聞かれました。町長を先頭に、課長、職員の方々、本当に感謝を致します。そして、何より医療従事者の方々、その家族の皆さまには、本当に大変な思いがあると思っております。感謝しかありません。このまま収まることはないかもしれませんが、一番いいのが、やはりこの状態を続けるということだと思っております。まだまだ新型コロナウイルスは不明なことが多々、多くあります。油断できない状況は変わりません。そして、世界でも収まる様子はまだありません。日本では緊急事態宣言は解除されましたが、大都会を中心にまだ現在も感染者が出ている状態です。

高知県では、1カ月以上感染者が出ていない状況が続いておりますが気を緩めず、まず自分を大切にし、自己管理をし、人を大切にするという心を日々頭に置いて生活していきたいと思っております。

それでは第1問、いきます。

第一次産業に対するコロナ被害について調査は行っているか。

そして、行っていれば、結果これからどう取り組んでいくかということをお聞ひします。

現在、まだ調査している業種や、また分析している等があると思っておりますけれども、今分かっていることをよろしくお願ひします。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

それでは澳本議員の、第一次産業に対するコロナ被害について調査を行ったか。調査を行っていれば、結果これからどう取り組んでいくかについてのご質問にお答えします。

一次産業の農業、林業、水産についての調査については、JA、農業振興センター、幡東森林組合、町内各漁港と連絡を密にし、市場価格、水揚げ状況や魚種別単価などの変動を確認しています。また、一部の農業者、漁業者からの聞き取りなども行い、状況を確認しています。

農業分野については、黒潮町における流通現場については今のところ大きな影響は出ていないと聞いております。市場価格については、JAより毎月の市場価格の情報を頂き、価格の変動を確認しており、黒潮町でも主に花卉（かき）等の品目で価格下落の影響を受けており、それに伴う出荷調整があったと聞いておりますので、花卉（かき）農家では生産、市場価格の面で大きな影響があったことを把握しております。

一方、外出自粛により家庭での食事が増えたことからか、野菜類については現在のところ影響は少ないものと考えています。

これからの取り組みと致しましては、国でも新型コロナウイルス感染症の影響による支援策として持続化給付金、高収益作物次期作支援交付金等の施策が実施されます。町と致しましては円滑に国の支援制度を活用できるように、農業者への情報発信や関係機関と情報を共有し、引き続き状況の注視を行っていきたいと思います。

次に、林業分野では、感染の影響により林業、木材産業において、資材難による住宅建築の遅れ、経済活動全体の停滞などにより国内外の木材需要の減少やこれに伴う在庫の増加、減産、木材価格の低下が見られております。

現在のところ対策としては、土場現場における選別の徹底、受託事業を減らし委託事業を増やすなど、採算性を高める取り組みを行っているところであります。町としましては、木材価格の推移に注視しながら、より有効な対策の検討を行ってまいります。

また、水産分野につきましては、緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の休業など、消費の冷え込みが原因と思われる魚価の低下が見られます。魚価の低下は多数の品目で見られますが、特に鮮魚として取り扱われる品目で顕著に表れております。他方、加工原料として扱われる品目については、例年と同水準の魚価を推移しております。

緊急事態宣言が解除され、各地の飲食店等が営業を再開し始めていることから、魚価については一定の改善はあると思われませんが、新型コロナウイルスの感染拡大状況も予断を許さない状況です。

これからの取り組みとしましては、持続化給付金等の国事業について相談窓口を役場はじめ町内漁協各支所にも設置し、周知、申請補助等も行っておりますので、これらの事業を活用していただくほか、5月の臨時議会で承認いただいた水揚げ促進事業を啓発しつつ、引き続き状況を注視し、有効な対策の検討を行ってまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

それではまずですね、農業の方から、ほかの同僚議員も多分農業の方も質問すると思いますけれども、自分は花卉（かき）の栽培について質問したいと思います。

全国的にイベントが何とんでも中止になって、この花の需要というものが本当になくなりました。家の中で、お花見とかさまざまなアイデアを出し合いながら、花を買ってもらおうというような取り組みが

全国的にも起こったことは記憶にあります。当町ではどうだったのかと考えると、田野浦、出口を中心にですね、栽培業者が今でも行っておりますけども、早期にも栽培が終わったというような花も出てきていると思われまます。

そこで、町としてこれらの花卉（かき）栽培業者についてどういうふうな支援策をこれから取っていいのかということ、もう一度質問したいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

再質問についてお答えしたいと思います。

花卉（かき）については、現在、町独自についてのまだ支援策は検討中でございます、国の施策を皆さんに周知して、そこを十分活用していただくような格好で今のところは考えております。

以上です。

議長（小橋和彦君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

検討中ということで。

ちょっと検討してもらいたいのは、やっぱり種代とか球根代とか、そういうような助成というものはできませんか。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

再質問にお答えします。

その分については高収益作物次期作支援金ということで、コロナの影響を受けた時期に出荷があった実績に対しての種代とか、そういうふうな補助がありますので、その分を活用していきたいと思えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

どうにか前向きに検討してもらいたいと思えます。

それで、漁業についてちょっと問います。

全国的に漁業はですね、影響が大きいと思われまます。全国的に、当町でも宴会の席などお酒を飲む場所、機会が自粛によりなくなり、魚の流通がほんとに激減しました。知っているとおおり、特に高知県内の養殖漁業も魚が売れない、生きてる魚に餌を与えなければならないなど、運転資金の不足が相当に深刻化しております。そして今年のもじゃこ採漁についても、昨年のような相場は期待できない状態です。そして潜水業者に対してもですね、4月の上旬から取ってきた魚介類が全く売れない。取っては持って行っても、

持ってくるなといったような状態が続いております。伊勢エビに関しても、1キロ2,000円でも売れない状態が続きました。

そこで、漁業者にどのような支援策があるか、町としての考えを問います。仕事の提供や、また放流事業などの積極的な取り組みができないかということ。

お願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

澳本議員の再質問にお答えします。

まず、養殖業ということで町内のモジャコ漁に関しましては、中間種苗の養殖事業者への引き渡しは全て、今のところは完了したと聞いております。まだ売掛金の精算というのが出ていない状況と聞いております。価格の影響などここに反映されるのではないかと心配はしておりますが、今のところ、その生産の状況を鑑みて対策を検討したいと考えています。

また、潜水業者です。潜水業者につきましては主たる取引先が、澳本議員言われましたように漁協を通さない個人での飲食業者との取引となっているようです。取引先の休業で売上げが激減して、非常に厳しい状況となっていることを確認しています。休業要請等によって一部取引できるようになったようですが、元の売上げには戻っていないようで、素潜り業社の方におかれましても漁協支所等に窓口を設置しておりますので、売上げ減少に伴う国の持続化交付金などの利用をぜひ勧めたいと思っております。

伊勢エビも同様です。高級魚については非常に価格が下落するなど、非常に漁業者に対しては深刻な状況というのは理解しております。

今のところ、新たな施策について検討は進めていきますが、言ように持続化給付金、非常に全体に取れる、全体に助ける一時つなぎになると思います。その分を利用していただくようお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

持続化給付金はちょっと後で、またもう一回質問したいと思っておりますけども。

僕、自分が思うのですが、やっぱり今テレビなんかでよくやっているのが、高知県内地産地消という言葉が結構今騒がれておりますけども、町で取れたこの農業製品、漁業の漁獲物なんかをですね、町で、また高知県で地産地消じゃないけれども消費してもらうような活動がこれから必要になってくるんじゃないかと。もっと必要になってくるんじゃないかと思うんですけども、こういう取り組みは町としてあるのかないのか。

よろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは澳本議員の再質問に答弁させていただきます。

外販の販路が絶たれたときは域内消費というのが即効性の高い施策であることは間違いございませんで、全国でもそういった取り組みが進められているところです。町としましても、少し作業が遅れておりますけれども産業関連分析を置いておまして、いかに町内で販路をマッチングしていくのかという検討に入っているところです。少し今回のコロナに直ちにというところには残念ながら間に合いませんでしたが、引き続き大きな方向性として、これらを検討してまいります。

それからもう一点、直ちに今お困りの業者が多数おられます。各業体からこういった在庫にだぶつきがあるという情報提供といいますか、ご相談を受けているところです。今は町内でそれらを大量に流通させるという施策を自分たちが有しているわけではございませんで、今、外販ですけれども今まで築いてきた販路に向かって営業活動させていただいているところでありまして、さまざまな新しいサイトへの登録とか、そういったとことで協力をさせていただいているところです。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

ぜひともですね、積極的に行ってもらいたいと思っております。

それで、先ほど言った持続化給付金です。まだですね漁業の中でも、俺らほんまにもらえるがかよ、というような声もまだあります。ほんとに漁協がですね、これほんとに真剣に漁業者に説明をしているのか。そして、また漁協の方がほんとに分かっているのかというのがちょっと不安に思うがですけども、そういった指導はやってるんでしょうか。

よろしくをお願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

澳本議員の再質問にお答えします。

漁協等とは連絡は密にしておりますが、今言われたように確実にその全てを漁業者の方に周知できているのかということについては再度、町の方でもう一度研修を開くなど、周知徹底をしたいと思っております。

また、漁協の方から依頼を受けて町の方での説明、相談等も行っておりまして、今のところ漁業者の方でも窓口等に相当訪れておまして、丹念に説明は行っているところです。

漁協で今相談窓口として受け付けた件数としましては、佐賀で40件、伊田で12件、上川口支所で15件、入野で12件。それぞれ申請の窓口としての受付は行った実績はありますが、まだそういう不安があるようでしたらもう一度周知徹底したいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

先ほど言った佐賀で40、伊田で12、上川口15、入野12と、ちょっと少ないですね。どうにかもう一回、周知ということで広報なり、また漁協を通じて漁業者、また農業者にも、その持続化給付金というこういうものがありますよと。こういう書類が要りますよというような、そういう周知をよろしくお願いを致します。

2問目いきます。宿泊、飲食業についてです。

特に黒潮町で、何といてもこの宿泊、飲食業が一番お金が回っているというような状態でした。それが、いきなりこのコロナの影響で収入が激減、もうゼロというような、4月、5月はある所もあったと思います。町税の納付までに、ほんとにこれからどうしていくかなあというような声もありますので、どうか猶予期間などを対応に応じて、対応してくれるのではないかなというように思いますけれども、今現在どうなっているかお聞きします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

おはようございます。

それでは澳本議員の1の2、町税の徴収猶予の相談体制についてお答え致します。

黒潮町では、新型コロナウイルスの影響により町税の納付が困難になった方のために、税の徴収の猶予を無担保、延滞金なしで受けることのできる制度があります。対象となる方は、新型コロナウイルスの影響により令和2年2月以降の1カ月以上の任意の期間において事業等に係る収入が前年度比に比べおおむね20パーセント以上減少していること、および、一時に税額等の納付または納入を行うことが困難であることとなっています。

対象となる税目は、住民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税で、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する税となっています。

既に納期限が過ぎている未納の税についても、さかのぼって利用することができます。猶予の期間は、原則1年間となっています。

猶予を受けるには、関係法令等の施行、令和2年4月30日から2カ月後、令和2年6月30日、または納期限のいずれか遅い日までに申請手続き等が必要です。申請書のほか、添付書類と致しまして収入や現金、預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺い致します。

町の相談体制と致しましては特に相談窓口を設置しているわけでもなく、通常の業務として、本庁は住民課、佐賀支所は地域住民課の窓口で相談および申請の受付を行っていますので、どのようなことでもお気軽にご相談をいただきたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

そういうふうに一年間の猶予があるということですけども。

現在、その相談者、件数は分かりますか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

これまで数件、5件の問い合わせがありました。そのうち申請書類の提出がありましたのは1件となっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

こういうふうな宿泊、飲食業者 1 件ということですが、これも大事です。

しかし、一般家庭にもこれを行っていかねばならないなと思うがですけども。やはりコロナによる関係でやっぱり給料ががっくり下がった、仕事場がない、仕事がないという人もたくさんこれから出てくると思います。

そういう場合は、これと同じような対応ができるんでしょうか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

一般家庭の方に、住民の皆さまにということですが、対応は同じです。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

この対応も同じということですので、こういったことをやっぱりまた、さっきも言ったように広報なりで町民のみんなに知らせてもらうということも大事だと思いますので、どうかよろしくお願ひします。

3 問目いきます。この新型コロナウイルスについてです、また。

誹謗中傷、もう全国的にまた嫌なニュースが耳に入ってきています。この誹謗中傷で、新型コロナとは関係ありませんけども、ここ 1 週間、2 週間ですかね、女子プロレスラーの方が自殺したというようなニュースも入ってきております。

それで、誹謗中傷や SNS による差別を受けている人など、全国的にほんとに報告されております。人権に関してもう一度黒潮町なりに考え、啓発活動を町としてこれからどうしていくのかということ、毎回毎回僕は人権については質問をしておりますけども、もう一回、町としてどう取り組んでいくのかをお願ひします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、コロナウイルスによる誹謗中傷に対する町の取り組みについてお答えをさせていただきます。

黒潮町は今回の新型コロナウイルス問題が発生して以降、感染防止対策や経済支援対策、また生活支援対策に全力で取り組んでまいりました。現時点において町内で感染者が発生していないのは、町を挙げての徹底的な対策が功を奏したものであり、今後もこれらの対応を推進していきたいと思っております。

しかしながら一方で、全国では感染者やそのご家族、また濃厚接触者がインターネット上のサイトや SNS などで誹謗中傷される事例が発生しており、誤った知識や情報に基づく不当な差別や偏見などが報告されていることが議員ご指摘のとおりでございます。

このような状況を受けまして、黒潮町では風評被害等による人権侵害を防止するため、4月3日に町のホームページにおいて新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮についてという記事を掲載し、正しい情報に基づく冷静な行動をお願いしたところです。その後、4月21日にも内容を一部更新致しまして、現在に至っております。

また、町広報の5月号においても同様の記事を掲載し、人権に配慮した行動をお願いするとともに、事案ごとの相談窓口について掲載をして相談体制の充実を図ったところです。

さらに、告知端末放送では3回放送を行ったほか、町内各地で青色の旗を掲揚する、Will あなたの思いを旗に乗せてをお願いをした際にも依頼文書に風評被害の発生についてお知らせを致しまして、お互いがお互いを思いやり、人と地域のつながりを大切にするようお願いをしたところです。

黒潮町ではこれまであらゆる広報媒体を活用して、コロナ問題に起因する風評被害等の防止に取り組んでまいりました。さらに今後の新たな対策と致しましては、7月の強調旬間に向けまして、町人教事務局において会長や役員の方のご協力をいただきながらコロナの風評被害に対する啓発用チラシを作成致しまして、来月の区長便で全戸配布する予定にしております。

いずれに致しましても、今後ともあってはならない風評被害や人権侵害を防止するため、正しい情報提供に努めながら啓発活動を推進していきたいと、そのように思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

先ほど言ったWillの取り組みなんか、本当に町が一つになってこの人権に関して共に闘っていこうという、本当にすばらしい取り組みだな、ほんとに思いました。実際、四万十市の方からもですね、あの青い布はないか、うちも欲しいんですが、というような問い合わせもあったところです。

そこでですね、全体的に地域住民課として取り組みを聞いたんですけども、また学校、そして保護者に対して、教育委員会はこのコロナの関連にどう今度は取り組んでいくのか。

一言よろしくをお願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

このコロナのときだけではございませんけれども、人権問題に関して自分に関係のないときには非常に我々は道徳的に接することができます。こういう場でも、やっぱりそういう人権を守らなくちゃいけないというのは本当に素直に入ってくるんですけども、いざ自分にそれが火の粉が降りかかろうとすると、途端に人はその本来持っている差別性を出してくるような気が致します。小学校、中学校では、差別はいけないことだというふうに子どもたちには教えておりますけれども、どちらかというと歴史や知識として教えて終わっているのではないかというのが、私が少し心配をするところです。もちろん知識が要るのは必要ですけども、その知識の上に、なぜ人はそうやってこういう危機が訪れたときに人を人として差別をするのか。あるいは誹謗中傷するのかという、その精神的なメカニズムといいましょうか、人間が持っている特徴というのもの、一方では子どもたちに考えさせる。自ら考えさせるような取り組みというのもの、

今後、学校の中での人権教育として必要ではないかというのを、今回のコロナウイルスを通じて強く思ったところでもあります。

従いまして、そいう取り組みをまた家庭に持ち帰っていただいて、おうちの中で、何でもこういうことが起きるのかと。してはいけないことは分かっているんだけどもししてしまうのはなぜなんだろうというのを親子で話し合うというような機会をですね、これから人権教育の中に少し組み入れたような形で取り組みを進めていかなければならないというふうに、今回の件で思った次第でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

確かに、親子で話し合うということ、大事と思います。

そして、自分たちが保育園の保護者の時代はですね、1年間に2、3回はこういうふうな人権に関して勉強会をやっておりました。今、多分やってないんじゃないかと思うんですけども。

やはり、親になって、まず人権のことにに関して窓口がやっぱり保育園でのそういった人権に関しての勉強会というものがなくなってくるんじゃないかと、また必要だと思います。

それは今どうなっているのか、まず問います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えします。

まず、小中学校では、PTAを中心として人権の学習会というのを学校で行っておりますけれども、保育所につきましては、特段保護者の方にそれにターゲットを絞ってお集まりいただいて人権学習をするというようなことについては少し取り組みができていないというふうに思っておりますが、佐賀地区の方におきましては成人集会というような形で、特に就学前の子どもさんをお持ちのご家庭の方、それから小学校、中学校の子どもさんをお持ちの方が月に一回お集まりいただいて学習会をしておりますので、そういう取り組みを全町的に広げられればなあと思っておりますので、積極的に考えていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ぜひともですね、いいことはほんとに町全体でやっていかなければならない、そう思いますのでどうか、今言うたような成人集会ですかね、ぜひともやってもらいたいと思います。

特にこの新型コロナウイルスで、もうこの日本全国がどこ行ってもコロナ、コロナ。テレビつければコロナのニュースしかやってない。そういう状況が続きました。ほんとに暗いようなイメージしかありませんけども、これを乗り越えていかなければならないというのがほんとに今の自分たちの立場だと思います。どうかコロナに負けない。勝つんじゃなしに負けない。そういった取り組みを、これからも町長をはじめ課長、皆さんに、これまで以上に頑張ってもらいたいと思います。自分たちも、とにかくやれることは一生懸命やっていくということで頑張っていきますので、どうかよろしくをお願いします。

これで僕の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、澳本哲也君の一般質問を終わります。

次の質問者、矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それでは、質問を致します。

1 番目の新型コロナウイルス対策についてでございます。

住民のご協力、それから行政の努力などがあり、ひとまず抑え込みができたと感じていますが、これからさまざまな活動、行動により感染爆発がいつ起こるか知れません。

住民の暮らしや経済対策など、どのように対応するか問います。

何分、まだ私の後でコロナについては6 人の方が質問に立たれますので、大まかなところでの私は一応質問をさせていただいて、それで大まかなところでお答え願いたいと思います。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは矢野議員の、新型コロナウイルス感染症に関する、住民の暮らしと経済対策についてのご質問にお答え致します。

まず、住民の暮らしにつきましては、国から新しい生活様式が提示されましたことを受け、5 月 5 日に県から新しい生活様式が市町村に周知されました。新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の段階的解除を行うに際して、これまでの生活とは違った新しい生活様式を実践する必要があるというものです。

新型コロナウイルス感染症については特効薬の開発が急がれますが、まだ世界的に研究が続いておりまして、時間がかかるものと思われます。従って、私たちが今できることは、生活の中で人と人との距離を保つ、マスクの着用、石けんでの手洗い、手、指の消毒、共有スペースの消毒、換気、対面で会話をしない、対面で食事をしない、密集、密接、密室の3 密を防ぐなど、基本的な感染予防対策を徹底し、新しい生活様式を生活の中に根付かせることかと思われます。

今後も、継続的に住民の皆さまに啓発を行ってまいります。

次に、経済対策についてでございます。

事業者への皆さまの主な経済対策と致しましては、国の対策では、持続化給付金や雇用調整助成金、また県の対策では、休業等要請協力金などがございます。

本町で行った経済対策と致しまして、各種経済支援交付金および給付金、資金繰りでは、融資に対する利子補給。また、本議会には町内の消費喚起を促す商品券発行や、主に県内観光客にお越しいただくための反転攻勢予算を上程しているところでございます。

また、議会最終日には、さらに県外観光客を含め多くの皆さまにお越しいただくための一般会計補正予算を追加提案させていただきたく、準備を進めているところでございます。

今後の対策についてでございますが、現在、今後の施策に反映させるため、町内 539 の事業者アンケートの送付または聞き取りを行い、経営への影響や事業の継続などについて調査を行っており、アンケートの返信が届いている最中でございます。数日中には回収が終わる見込みでございますので、分析を行い、今後の施策に反映させてまいります。

なお、昨日までに回答があった 150 件の回答の概要を申し上げますと、経営への影響については、経営に影響が生じているが 81 件、長期化すると影響が出る懸念があるが 34 件、影響はないが 35 件となっております。

売り上げが何パーセント減少したかの質問に対しては、4月も5月も50から79パーセント減少が多くなっております。

また、実施済みの対策につきましては持続化給付金の活用が最も多く、これからの対策としては、自己資金の取り崩し、そして新たな資金の調達が多くなっております。

事業継続するための課題としては、管理費の負担が最も多くなっております。

今後におきましても、環境の変化、そして事業者の業態の把握に努め、的確な施策を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

先ほど澳本議員からもありました、西の方からもお褒めの言葉もいただいたということですが。私の方は東の方から、隣町の方からもですね、黒潮町はよう頑張ってやりゆうねというお言葉はいただいておりますので、それは一応この場で皆さんに報告をさせていただきたいと思っております。

あと一点だけ、一つ心配するのは、その過密の問題です。当初予算の中では、その商工の中で少し予算化はしておりますが、漁業研修生の方々に対する宿泊所等々についてですね、研修者以外の方もそういう寮生活をされていらっしゃる方がおいでるのではないかなと思うんですが。そういった方々に対する対応策ありますか、どういう手当がなされる方向にあるのか。

お聞きします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは、質問に対してお答え致します。

研修生、漁業研修生、それから縫製業等への研修生、それらの住居等の関係についてだと思っております。その点については、今、町の単独事業として、その雇い主1人当たり50万ということで今年度の予算を計上しております。その環境整備については、今から説明等を行って事業者にも理解してもらうようにしております。

それぞれ対策等を協議しながら、その研修生の生活環境の改善についても、その予算の中で実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

ぜひですね、このまま感染者がいない状態が、私としてはずっと続いてほしいなと願っておりますので、引き続き頑張って取り組んでいただきたいと思います。

それでは2番へいきます。住民接遇についてでございますが。

カッコ1番の、新規採用した職員には、町内の地形、産業、住民の暮らしぶりを、見て、歩いて、行政執行に反映していただくことが特に重要と考えますが、住民の暮らしぶり研修を行っているか問います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

矢野議員の一般質問の2番のカッコの1番、住民の暮らしぶり研修につきまして、お答えを致します。

ご質問の職員研修につきましては、防災研修、人権研修、また、人事評価に関する研修、各種システムの使い方等の研修など、年間計画の中でさまざまな研修を行っております。

職員にとりましては、業務の推進のため時間がない中の研修の参加となっており、研修参加時間を確保するために大変苦慮している状態となっております。

このため、一つの研修会を昼間や夜間に分けて開催したり、また、会場につきましても本庁、支所で開催するなど、職員の参加体制の確保につきましては、最大限配慮しながら取り組んでいるところとなっております。

このような中、議員がご質問されます新規採用職員の暮らしぶりに関する研修につきましては、例えば、講演や説明の依頼相手や、題材の選定、見学先、研修先の選定などの課題もあり、また、何よりも数時間程度となる短期間の研修では、住民の皆さまの暮らしぶりを深く理解するに至るとは考えにくいいため、現在のところ、研修は行っておりません。

議員がご質問されます住民の暮らしぶりに関する研修につきましては、職員自らが日々の業務の中で積極的に学んでいくことが重要で、町の職員として業務を推進する中で学んでいただきたいと考えております。

また、地域担当職員として担当地域とかかわりを持つことや、プライベートでも地域の行事に積極的に参加するなど、地域の住民の皆さまと知り合い、かかわりを持つことが、住民の暮らしぶりを知る良い機会になると考えております。

このため、住民の暮らしぶりを理解し、住民の皆さまに寄り添う行政を推進することができる職員となるためには、職員研修を実施するよりも日々の業務の中で住民の皆さまの暮らしぶりを深く理解するとともに、地域担当職員として活動し、地域とかかわり、また、プライベートでも地域の行事に参加することが最も有効な研修となるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

新しく職員になられた方につきましては、先日の9日における意欲あふれるごあいさつをいただきまして、それから広報でも、大変素晴らしいごあいさつをいただいております。

ただ、やっぱり生活の場、生活の現場を見ていただくことが、私は先じゃないかなと思っちゃいます。そして、それは車でそこをただ単に通り返りでも駄目なんです。歩いてもらわな。その人々が生活しゆうところを。そうでないとなかなか、一生懸命、職員が住民に説明されても、どっか理解がしにくいところが出てくるんじゃないかなあ、というように私は考えております。

それでね、あんまり硬いこと言いたくないけど、地方公務員法はね研修の保障がされなければならないことになっちゃうがですよ。だから、やらんというような答弁はいただいたら困るんですよ。やりますと。法律に規定されちゃうがやき。しかも、町長がそれをしなければならぬと、こうなっちゃうますわね。だからね、これ、この議会の中の答弁としてやらんと言われることはね、非常に住民の代弁者としたら困るがです。それはやりますと。だけど、こういう実情も、内情もございますという程度の話は、それ

はしていただかないと。

大変、コロナの対策ではものすごくお褒めの言葉をいただきゆうけど、やはり新しく職員になられた方が最初に会おうところのことが一番大事な。その、ずうっと長く続くわけですよ。職員がずうっと長く。短期間で終わるわけじゃない。その蓄積が、今年やったことが来年また、今年の方は来年になれば、来年の人から見ると先輩になるんです。その蓄積を少しずつこう積み上げていって、黒潮町の行政はこうなんだというものを今おる皆さんが作り上げてもらわんとよね、困るわけです。

その点についてですね、もっと前向きな答弁はできないもんですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

矢野議員の再質問にお答えします。

職員研修につきましては、新規採用職員も含めた数字になりますが、令和元年度で約18種類の630人程度の参加で、町内の研修を行っております。その中には人権研修や防災研修なども含まれておりますが、可能な限りの研修をやっている状況です。

ご指摘に基づきまして、地域の住民の皆さまの暮らしぶりを知る研修も検討をしていきたいと思っております。以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

それではね、次のカッコの2番の方へ移りますが、さまざまな疑似体験研修などを行っているか問います。

このことにつきましては、以前、これも何度か質問をしておるんですが、私が手元へ持っておるのは平成25年9月議会での質問で、当時の答弁に立ってくれた方は松田住民課長でございまして、現在の副町長でございますが。

さまざまな研修の中でやっておるというように出ておりますが、現実にはどういったことがなされておるのか。

例えばですね、1万1,000人のこの町で、高齢者比率が44パーセントですね。これ、4月1日現在。今年の。そのときに、前にも一応質問で使った資料なんですけど、例えば、20歳の方が40年たてば60になる。50年たてば70になる。そういったときに、さまざまな、その人が持っておる力いいですかね、聴力とか視力、反射神経とか。そういったものが加齢によって、もうどうしようもない。加齢によって低下するわけですね。で、そういったことを皆さんがね、よくよく十分自覚しておいていただかないとですね、何気ない一言が住民の心にはグサッときますので、そういったことを相当心に染み込ませていただいて、日ごろの業務執行をしていただきたいというように思っておりますが。

副町長、この前のがはちやんとやりよりますというお話をいただいちゃったんですけど、その25年から言うて現在、どのように力量が高まっているのか。

併せてお聞きします。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは矢野君のご質問の、さまざまな疑似体験研修につきましてお答えを致します。

まず、こうち人づくり広域連合が実施しております新規採用職員研修の人権研修におきまして、アイマスクや車いすによります疑似体験に関する研修を行っております。

本町におきましては、この研修を新規採用の職員全員が参加する研修と位置付けておりまして、毎年、5名から10名前後の職員が受講をしております。

残念ながら、今年度におきましては新型コロナウイルス感染症の影響によりまして実施できておりませんが、今後、開催され次第参加をしていきたいというふうに考えております。

次に、黒潮町人権教育推進講座におきましては、黒潮町社会福祉協議会のご協力をいただきまして高齢者疑似体験講座を実施しておりまして、この講座は町民の皆さんを対象に地域に根差したリーダーを育成することが目的ですので、職員の参加人数は限られておりますが、黒潮町の新規採用職員と採用10年目の職員の研修として位置付け、20人ほどが参加をしております。

矢野議員のご質問の趣旨は、疑似体験の研修をすることによりまして、ご高齢の皆さまや障がいのある方の立場に立ち、その人に寄り添うことのできる職員であってほしい、なってほしいというような思いであるというふうに理解をしております。

人権の研修では、被差別の体験をお話いただく研修や、防災の研修では、被災者の方の体験の講演がよくございます。受ける側の実体験とはなりません、この研修も相手の立場に立ち、その体験から学び、今後の取り組みに活かしていくということでは、同じ研修と捉えてよいのではないかとこのふうにも考えます。

これからも、相手の方に寄り添える職員であるよう、さまざまな研修等取り組んでいきたいというふうに考えております。

これまでの職員としての成果でございますが、こういう研修の積み重ねでございます、窓口対応等々、相手の方のことを理解をできるような職員が育っているものというふうに理解をしております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

引き続き、頑張って前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それではですね、カッコ3番、住民からいただくご意見の多くには行政の説明不足があると考えます。住民が理解をする丁寧な説明をしているか問います。

基本的に、黒潮町の先ほどの人口構成というものは先ほど述べましたが、前々から言っておるのは、数々ある中で今一つは広報のことでございますが。

広報を含めて行政執行をしておることについて住民の皆さま方に連絡しておる文書がございます。それは随時発行しておる文書だと思うんですが。それを拝見するとですね、中には良くできたものもあるんですよ。ああ、いいなあ。だけど、どうにもこの片仮名、新語、造語、記号が多くてですね、これほんとに住民の方が手に取って読んでいただいておりますもんじゃろうかと。私ね、大変そのへんはこれでいいのかなど。

これは広報一つ取ってみても、住民の皆さまの生活を守るため、あるいは支えるための制度とか、そういったことが大変多く書かれておるわけですね。それをね、よく読んでいただけるようなことが必要なわけで、これ発行しておしまいはいかんがですよ。発行して、その後よく読んでいただけるか。ほんで、それがよく分かりやすい状態なのか。そのへんが大変、私は重要なことであると思うわけです。ここらあ

たりはですね、何を基準にこの広報とか、あるいはそのほかの文書を作成し発行、通知されておるのかちよっと分からないので、ここの説明責任という部分でですけど。

それと、字の大小ございまして、同じときに発行した広報でも大変読みやすいページと、もう少し工夫したらもっと読みやすくなるになという分がございまして。そこらあたりをね、ちよっとどんなふうにお考えか。

お尋ねします。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは矢野議員のご質問の、住民への丁寧な説明につきましてお答えを致します。

議員の申しますとおり、住民の方々に丁寧に分かりやすく説明していくことは、大切なことであるというふう認識をされているところでございます。

住民の皆さまに、事業の内容であったり、イベント、最近ではコロナウイルス感染症に関する内容を、さまざまな町で行っていることをご説明、お知らせを行っているところでございます。

お知らせをする方法と致しましては、本人への直接ご説明をする場合、そして郵便などによる通知をする方法のほか、町の広報誌、また告知端末の放送、ホームページなど、さまざまな方法がございまして。

最近の、コロナウイルス関連で考えてみましても、世界的に感染拡大をしたことによりまして英語が頻繁に使われております。

また、新しい生活様式など、国からの説明だけでは住民にとって分かりづらい内容などは、挿絵の活用や、分かりやすい柔らかい言葉に変換するなど、国の周知用のチラシを作り直すなど、さまざまな方法で町民の皆さまへご説明、お知らせをしてきたところでございます。

全ての事柄を全ての方にお伝えすることは難しいというふうにも考えますが、お知らせをすべき対象の方に合わせました周知ができればというふうにも考えておるところでございます。

今後におきましても、文字の大きさ、また書体など、高齢者の方でも見やすいように、また、外国語や難しい表現などには注釈を活用するなど、工夫を凝らしながら、限られた紙面ではありますが、丁寧に分かりやすい説明、周知に努めてまいりたいというふうにご考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

1 点ですね、私もこの広報とか片仮名問題では、いつもしつこく言うものですので厚かましいと思いつうかも分かんですけど、黒潮町のこの条例にはですね、用字、用語などの整備に関する条例いうものがあって、これは条例だけじゃなしに等あるんですね。条例等。

だから、広報については特に、その一人一人の方の権利にかかわる部分が出てくると思います。時期が遅れたら、その権利が行使できないいう場合もあろうかと思えます。中にはね。だから、私は広報についてもですね、この条例を私は引用する必要があると基本的には思うちゅうがですよ。

もしこれができないということであれば、別に基準を設けて、住民に分かりやすい。結局、住民のお金でございます。元のお金は住民のお金。その住民の暮らしを助けるためにいろんなお知らせしゅうわけで、そのお知らせしたものが、ずっと見て分かる。手に取って読もうかという、そういう気持ちにならないと

効果がないわけでございます。だから、これは基本的にはこの条例が元になるかなど。そういうことを考えておるんですが。

この、等（など）というところですね、そこらあたりはどのようにお考えでしょうかね。そこをちょっと。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは再質問にお答えを致します。

広報の担当の方ではですね、広報誌に関する取り組みとしまして読みやすい広報誌のためにということで、ある程度基準を設けて作っております。

文字の大きさなどにつきましては、基本11ポイントとか、またフォントの種類につきましては、縦書きには明朝、横書きにはゴシックとか、いろいろ読みやすい内容について整理をしてですね、作成をしているということをお答えをしたいというふうに思います。

そして、専門用語などにつきましては分かりやすく言い換えるとか、できるだけ分かりにくい片仮名語は日本語に置き換える。また、省略語や一般的でない単語については注釈を付け加えるというふうなことを基準に、広報誌を作成しているということでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

実はですね、総務省の行政評価局がやったこの資料があるんですが、政策評価の手法などに関する研究の開催のこの要領いうものがあるんですが。

そのときはですね、その政策評価具体化するための基準づくりということなんですけど、これは政策評価の造詣の深い有識者7名が委員になっておる。それはどういうことかというたら、東大の教授が3人ですか、京大の教授が1人、それから岩手県立大の教授が1人、それから民間の監査法人の役員とか、日本能率協会の技術者、責任者とかいう方が集まってつくり会議をし、その最終答申の中にですね、政策評価導入の目的いう、これは大体みんな聞いておると思うんですけど。3点あってですね、国民に対する行政の説明責任とこうきて、その後、（アカウンタビリティ）の徹底とか、こういうことを。3つのうちの1つだけしか言いませんけど。

それからあとはですね、国民本位の効率的で質の高い行政の実現とか、国民的視点に立った成果重視の行政の転換とか。この3つに重きを置いた最終答申でございますが、今はその方向で動いておるはずなんですよ。国は。

で、私が思うには、これは私が意地悪なことを言いゆうように聞こえるかも分らんけど。というがは評価を、その政策評価ですね。創生事業の中でも政策評価はやってくれておるだけけれども、住民に対して広報を発行した、そのどれだけ住民が喜んで読んでいただいておりますのか、うれしいのか。そのへんのね、僕は評価をすべきではないかなと思うんですが。この広報をやりっ放しじゃなしにですね、広報を出して、その評価、私は住民に問うべきではないかなと思うんですが。

そういう用意はございませんか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

この広報につきましては、議員のおっしゃるとおり、当然皆さんに分かりやすく、読みやすいようにと
いうことを心掛けながら取り組んでいるところでございます。

また、今後も専門家のご意見や市町村の先進事例を持ってきまして、読みやすい広報を作成したいと。

その中で、当然、住民の皆さまの評価というものも、お声もお伺いしなければならないというふうに考
えております。

また、こういったことをどういうふうに拾っていくのかということも今後検討しながら、広報の作り方
につきましては、住民の声をできるだけ取り入れたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

そういうことで、ぜひ、皆さんが見て、読んで、分かりやすい紙面づくりに、ひとつ頑張ってください
たいと思っております。

次はですね、防災対策へまいりますが、3 番ですね。

カッコ1の、大規模災害があるときの避難所、また、感染症対策を考慮した避難所の確保は十分か問
います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは矢野議員の、大規模災害時の避難所の確保のご質問にお答えしたいと思います。

最大クラスの地震、津波による大規模災害時の避難者数および避難所での収容人数につきましては、黒
潮町南海トラフ地震応急機能配置計画により想定しております。この想定で、1日当たりの避難者6,400
人、1人当たりの面積を3平方メートルとして、約19,000平方メートルを必要面積として算定してあり
ます。

それに対しまして、黒潮町全体での避難所面積は約2万平米となっており、1,000平方メートル程度の
余裕を持って確保できていることとなっております。

ただ、あくまでも数字上の確保できているということでございまして、エリアごとに見ればそれぞれ過
不足が生じており、地区ごとの状況に応じた避難所について考えていかななくてはならないところでござ
います。

また、感染症を考慮した場合となりますと、避難所は災害が起きたとき、多くの方が避難してくる密集
した場所となるため、人の集中を回避しなければならないコロナウイルス等の感染症対策については相反
する状態となります。現在の状況としましては、多くの方が避難された場合には、接触感染対策として密
集を避けるための隣の方との距離1から2メートルを取れる状況ではございません。

避難空間の確保につきましては、教育委員会との協議が必要でございますが、協議を進める中で、災害
後の学校再開に向けて学校の合同での校舎使用により学校の設備全てを避難所として利用するなどの工夫
をして、避難所としてのスペース拡大を図っていきたいと考えております。

そのほか、空き家、宿泊施設等の避難所への活用も含め検討し、避難所の確保に向け努めてまいります。
避難所の確保につきましては黒潮町だけの課題ではございません。幡多管内でも広域避難等について協議をしてきております。民間施設の活用等、感染症対策を含めた広域避難についてさらに検討していく必要があると考えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

1メートル、2メートルの間隔は取れないという答弁でございますが。

なかなか、感染症というのが皆さん、おじ切っちょりまして、私もおじちゅうところでございますが。前の東日本の災害があったときも、いろいろあるんだけど心配したのは、感染症が恐ろしかったというお話を現地では伺いました。お金が要ることは分かってますけど、この距離を保てるような、それを何らかの形で確保せないかんと思うんですが。

一定のね、やっぱり目標を、いつまでにこういったことを達成するというような方向を示していただくことが肝要であると思いますが、そういった先の見通しですね。今はないんだけど、3年先には何とかできるやろうとか、何らかのそのやり方、工夫をしてですね、そういうふうな先を何か見えないと非常に住民も疲れます。

だから、そこを何年後には何とかならせんろかね、というようなことは分かりませんか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

矢野議員言われましたように、これからその大災害時における避難所の確保について考えていかなくはならないところで、それに対して、感染症に対して今まであまり考慮できてなかったということが現状でございます。そのためには、どうしても距離を保つということも必要でございますけども、先ほど申しましたように、町内だけでそれだけの施設を確保できるかということに対しては課題がございます。

それから、もっと広く確保してくるとなると当町だけではできないという状況もあるので、現時点でいついつまでという目標については考えておりません。

ただ、感染症対策につきましては、距離を保つ以外でも、その飛沫感染を防ぐといった目的でパーティションを設けると。また、個人別のテントを構えとか、そういったことも有効なことかと思っておりますので、そうしたことを含め、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

感染症については隣の町を当てにしてもね、なかなか難しいですよ。現在のこのコロナの問題を考えれば分かります。隣へね、きいやいう声はなかなか難しいんじゃないかなあというように、私は感ずるわけです。だから、そこを目鼻が何とか付けられないものかなということ。

お金のこともございますので、今、直ちにどうということを言ってるわけでもなし、黒潮町の中で皆さ

んがどうやったら暮らしていけるのか。それはね、ちょっと一緒に考えていただきたいなということを伝えまして、次の方へ移ります。

カッコ2番ですね、佐賀にあります鹿島という島があるんですが、鹿島南の防波堤の計画高と現状高。また、復旧はいつごろになるかを問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは矢野議員の、鹿島南の防波堤計画高と現状高、また、復旧はいつごろになるかについての質問にお答えします。

質問にあります鹿島防波堤の消波ブロックの計画天端高につきましては、プラス7.5メートルです。

また、現状高としましては、平成30年度に行われた定期点検時の調査では、防波堤の全体的な高さは1メートル未満下り、一部の先端部は7メートル程度下がっているものの、平成25年度点検時から変動が少ない状況ということで報告を受けております。

復旧における事業計画につきましては、管理者であります高知県の社会資本整備総合交付金事業により、施工延長20メートルにて、令和3年度から令和6年度の対応予定箇所となっています。

町担当課としましても、県の全体事業費等の関係もあるとは考えますが、早期の着工を望むべく調整を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

県管理とは言いながらですね、その後ろでは住民の黒潮町民が生活をされてるわけですので、そこを強く県に要望、要求をしていただかないとですね。

1メートル下がったみたいな話じゃないですよ、あれ。この27年でしたかね、ものすごい低気圧が来たときなんかは、そのときも相当下りましたけど、昨年の低気圧ですかね、あれでもまたがっかり下がったんですよ。それをどういうもので計測したか、それは知りませんが、その言われたマイナス1メートルくらいとかいうのはね、そのまま信用するわけにはいきませんねこれは。先端部分は埋もれてしまうちゅう所、ずっとあるんですよ。そこから波が強いやつが入ってきて、もう一つは石張公園のトイレの方から入ってきて、2方面から入ってくるので大変波が高くなるという状況ですね。

ほんじゃき、県が事業費の都合いうても現状をどう認識しちゅうかということがね、基本的には必要なんですよ。黒潮町として、その現実をどう評価しちゅうのか。

どうですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

矢野議員の再質問にお答えします。

まず、この状況について、認識としてその静穏度について従来からも答えております非常に重要な課題としては、町としては捉えております。

ただ、管理者高知県につきましても、泊地の静穏度ならびに航路の安全について幡東水産振興会等を通

じて、幾度も町としても高知県に要望を重ねてきておりますし、これからも、地元漁協、それから関係者を含めて、県には強く要望してまいりたいと思います。

どういう点検かということについても、県の定期点検、委託を行って30年に実施した結果で1メートルということでは出ておりますが、矢野議員言われましたように先端部分については、所々について7メートル程度下がっている所もあるということで、言われるように非常にその静穏度が保たれてなく危険な状態にあるということについても、今後、県には強く要望してまいりたいと考えています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

事業費うんぬんというのは、一番先にここへ予算を引っ張ってきたらあるわけですよ。よそへ取ってしもうて、残った所があるきやろうじゃ、これじゃ前へ進みませんし復旧できない。予算がゼロではないんで。

予算があるのにないかいというのは、よそへ先使うきないなるわけ。ここへ先に予算を引っ張ってきたら、ここができるわけ。予算ないという話にはならんわけよ。だから、予算がない予算がないというのは、私に言わすとね、やらんということ言うに等しくなってくるわけ。だから、必要個所の1番目へ挙げてもらいたい。そういうことを強く要求していただかないとですね。最後の端のところへ入れられたちね、それは予算はつきません。足りませんよ。

ということで、次へ移ります。

3番目の、佐賀漁港泊地にある排水溝の改修見直しはいつか問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは矢野議員の、佐賀漁港泊地にある排水溝の改修計画についての質問にお答え致します。

当、この明神地区の集落排水口につきましては、荒天時には伊与木川の水位と海面潮位との関係により、バックウォーター、これは逆方向への遡上ということになります。が発生し、排水が行き詰まり、市街地での内水氾濫や泊地内での三角波等による船舶の浸水が発生するなど、起こったことがあります。

こうした氾濫の現場対応としましては、流れ込む排水路の点検を実施し、側溝内に堆積した土砂の取り除き等を行ってきたところです。

現時点での基本的な改修対策としましては、増水時の泊地内に流れ込む水量を排水ポンプにより一定量、上流個所にて分水させる計画を検討しています。

今後の整備のスケジュールとしましては、佐賀地区の漁業集落環境整備事業で早期の採択を得るため、本年度に排水整備改修計画の概略設計予算を計上しており、施設全体の整備規模やポンプの規格、設置個所も含め、事前の資料収集を集めているところです。

本年度の概略設計が滞りなく進み、年内にも事業計画全体が定まれば、来年度から事業着手できるものと考えています。早期の実施に向けてスピード感を持って対応する上で、今後につきましては速やかに地元関係者との合意を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

前向きなお話、答弁いただいたので、まあそれは良かったなあと思うんですが。

年々低気圧が強くなり、時間雨量 120 ミリ。過日の、どこやったですかね、10 分間で 50 ミリでしたかね、何か新聞へ確か出ておったんですが。そういう大変な環境の中に今来ておるなということでございますので、ぜひ頑張ってくださいね、住民の方が心配が少しでも減るように取り組んでいただきたいと思います。

それでは次へ移りまして、4 番目、公共事業などの在り方についてでございます。

国道 56 号は地権者などのご協力や、国をはじめ関係機関の力により、2 車線の舗装道路が昭和 45 年に供用され、私は大変感激を致しました。

それまでは 1 車線の砂利道で、子どもの頃は道路愛護会の作業に毎年 2 回、路面の補修作業に参加しておりました。このことから、今でも夢のような思いを持ち続けているとともに、日々感謝をしながら、命の道としても使用させていただいています。偽りのないところでございます。

しかしながら、町内一部の区間において未整備の区間があります。それは歩道のことでございますが、安全、景観などを踏まえ、その対策について問います。

1 番として、旧佐賀町の区間において、人家、墓地などの上部を 56 号が通過しておりますが、その歩道設置工事を中断している区間があります。

最近では貨物車両が大変大型化しているため、人家付近の歩行者をはじめ、遠来より癒しを求めてか、歩き遍路が見受けられます。歩行者にとっては大変危険な状況にあります。また、近年、四国八十八カ所遍路道を世界遺産登録する活動がなされています。

これらのことを踏まえ、道づくり、まちづくりをどのようにお考えか、伺います。

特にですね、最近の、その 45 年の供用の頃は、大体トラックでも 8 トン車が主流やなかったかなと思ってるんです。で、タイヤが横から見たときに前に 1 つ、後ろに 1 つと。後ろはダブルですけど。ところが、最近のけん引車というやつがものすごく大きくなりまして、前の方にタイヤが 3 つ、後ろの方にも 3 つ、単純に言うたら 3 倍タイヤが付いちゅうわけですね。だからそれだけ大きくなりまして。できた当時は舗装から、その水路の所の段差が 20 センチぐらいずうっとあったんですけど、最近では舗装を上へ上へかけていくもんで、もう 5 センチ、2 センチとか、そういったような差しかない所もあるし、大変、側溝蓋の上を歩道代わりに歩くいうても危ない状態です。で、車が大きいもんで、カーブは半径 55。下から数えて何番目という。一番悪いのが 50 だから、55 その次です。悪い方から 2 番目の半径の所はいっぱいあるんですよ。

だからそういうことを考えると、カーブ曲がりについてもですね、最近の車は性能がいいので運転も上手。だから、スピードがものすごい出ております。カーブなんか特に危ないわけですね。スピードがそれほど落としてない。けど、積み荷は山のようになってます。

そういう状況でございますので、この区間、峰の上の峠から向こう四万十町ですが、そこが直轄区間は全部歩道があるんですよ。で、少し片坂を下ってきた所の集落であるんですけど、途中からまた切れて、不破原までの間がないんですがね。それ以外は大体、歩道はできております。ほんで逢坂トンネルまでできて、向こうも四万十市ですので、向こうも歩道ができておると。中村の国土交通省の事務所の中で、まとまった形で歩道ができてないがはそこだけなんです。

ほんで、幡多の東の端の玄関口の道路がそのような状態ですので、この地域のまちづくりを考えたときに、このままでいいのかなと。私はええはずがないと思っちゃうんですけど。

そのへん、お尋ねします。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それではカッコ1の、国道56号の歩道整備についてお答えを致します。

国道56号の歩道につきましては、地域住民の日常生活や児童生徒の通学路として安全性が確保されます。また、近年は、四国遍路道としまして数多くの方が利用しており、本町におきましても、平成26年度に土木学会にて熊井隧道を土木遺産として選奨されたこともあり、多くの方が訪れております。

議員より、国道56号の歩道未整備区間や四国遍路道等を踏まえた、道づくり、まちづくりをどのように考えているかのご質問でございますが、今後も道路、歩道整備を促進することにより、住民の皆さまが日常生活におきまして安全、安心に道路を利用することができ、利便性の向上が図られることにより地域経済の発展や暮らしやすい町づくりにつながる、道路、歩道整備に努めてまいりたいと考えております。

また、道路管理者であります中村河川国道事務所へは、町内におけます国道56号の歩道未整備区間の安全性の向上を図るため、現状での利用実態を踏まえまして、歩道整備の必要性について強く要望をしております。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

次、二の矢が打ちにくいような答弁いただきましたけど。

お四国さんに前に聞いたことがあるんですが、お四国参りされよう方に聞いたら、水、陰、それから歩道については、やっぱりトラックとの、貨物車との間が距離が欲しいということがございましたので、ちょっと先ほどの、何ぞどうせ2回目言わないかんかなと思いつたけど、まあそこあたりはあんまり言うこともないがですけど、そのへんをご理解していただくようにするとまた世界遺産に一步近づくわけですので。そうすると、観光についてもあんまりお金を使わずに多くの方が、世界のあっちからこっちから来てもらえるということに一日でも早うなると思いますので、ぜひ頑張って取り組んでもらいたいと思います。

2番目ですね、カッコの。

以前よりあった人家などの上に国道56号が建設されたため、国道用地から立竹木が侵入、落葉、日照、排水、落石などがあり困っています。また、道路用地ののり形質が不安定なため、崩落などの恐れがあります。

その下で暮らす住民は、集中豪雨や地震に対する不安がある中、一層苦しい生活をしています。少しずつ改善対策をしている箇所もありますが、速やかに整備を完了すべきと考えます。町行政はどのようにお考えか、伺います。

地震なんか、東の方はもう毎日のようにテレビで流れておりますので、いや、これはええろうか、これはええろうかというような中で生活しておるわけでございますので、道ができるいうときには皆さんこぞって大賛成し、できたあかつきにはお祝いをしたようなこともございますので、その後、45年たった現在もまだこういったような整備が終わっていない。下で生活する人が困って、不安な生活状態にあるということを踏まえてですね、ひとつどのようにお考えか。

お答え願います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それではカッコ2、国道56号の整備についてお答えを致します。

国道56号の道路用地からの立竹木や排水、落石等により、隣接します人家の日常生活に影響が生じている、または、生じる恐れが認められる場所につきましては、道路管理者であります中村河川国道事務所による速やかな対策を講じていただく必要があると考えております。

また、国道施設の安全を維持する上におきましても、のり面や構造物の異状が確認された場合、早期の対策が必要とも考えます。

つきましては、道路管理者であります中村河川国道事務所に対しまして、一日でも早く住民の不安を解消し、安全で安心して日々暮らせますよう、適切な対策の実施について強く要望をしております。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

大変分かりやすい、前向きな答弁をいただきましたので、あまり言うこともございませんが。

これは、これで良かったんです。全体的な話としてですね、道路については大方改良も一緒です。今までたくさんの人がいろんな努力を重ね、多くの方の協力をいただいでできたものでございますので、それはほんとにうれしいことであり、ありがたいことなんですが、時間がたってその引き継ぎがうまくいかなくなってくると、ちょっとそこにまた課題が発生するわけですね。良かれ悪しかれ。

接続する付近のことについてはですね、やはり道路改良をやったときには、その周辺の方には大変大きなご協力をいただいております。そういった歴史を忘れずに大切にして、その周辺対策に取り組んでいただいたら、より黒潮町の公共事業というのはもっと飛躍的に、私はね進んでいくというように考えております。で、その係を離れてもですね、引き継ぎとか離れた後も、そういった課題については後に続く人、職員にですね、忘れることなく語り継いでいってほしいなあと。そうすることが、多くの住民がやって良かったという声をいただきだしたら、次に展開していくその事業についても多くの方の理解を得やすい。ほいたら楽になるわけですね。で、協力して良かったという声が、多くの皆さんが言っていただきだしたら、もう皆さんが大変早くできるし、それを利用して生活を高めることもできるわけです。

移住問題でいろいろ骨を折らずとも、よそから見て黒潮町は、こりゃあええ、あこへ行って住んだら得するという声をいただけるようになったら、これこそほんとに黒潮町をつくって良かったなど。こういうことになりますので、ぜひこれからも業務に精励していただくことを期待致しまして、私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、11時まで休憩します。

休 憩 10時 43分

再 開 11時 00分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、中島一郎君。

13 番 (中島一郎君)

それでは、一般質問に入らせていただきます。

先ほども同僚議員からありましたように、今回の定例会においては9名の議員が一般質問をすることになっておりますが、そのうち8名の議員が新型コロナウイルス感染症対策について質問することになっております。私もこの重大性を認識して新型コロナウイルス感染症対策について質問を致しますので、丁寧な答弁のほどよろしくお願いを致します。

それでは始めます。

新型コロナウイルスが中国武漢で発生したというニュースが日本で流れたのは今年の1月7日ではなかったかと記憶しています。その後、国内外を問わず新型コロナウイルス感染症対策で経済上の変化が毎日のように情報として流れ、感染拡大が続く中、4月7日には東京都をはじめとして7都道府県を対象に緊急事態宣言の発出がされました。感染歯止めには至らず、4月16日には対象地域を全都道府県に拡大をしたところであります。

この間、本町の取り組みは素早く、2月25日に新型コロナウイルス対策推進本部を立ち上げ、第1回の会議が開催されています。新型コロナ危機にあつては、何よりも必要なことは政治の強いリーダーシップといわれる中で体制強化を図り、執行部ならびに全職員の協力の下、町民へのメッセージや中小事業者等への経営支援、そして4月16日の臨時議会では、町内の宿泊、店内飲食、観光体験など、約90事業所に約1カ月間の休業要請をしたことによる町単独の協力金支給が決定されました。

その後、4月27日から29日にかけては、ゴールデンウィーク期間に感染リスクが高まることを予測して約1万1,000人の全町民に一人当たり9枚のマスクが配布されました。この頃は全国的にマスクを手に入れることが困難な状況で、マスク一枚が100円から150円といわれるときに、町単独で商社と交渉の上、一枚当たり約50円のマスクを配布されたことは発想として思い切った決断であり、町民からも多くの共感と賛同を得たところであります。ちなみに、政府が約260億円の予算を投じた一世帯につき2枚の布マスクは、私の家には6月3日に配達をされました。

その後も、コロナ感染拡大防止に向けて頑張っている方などを応援したい思いを表現することや、人と地域の結び付きを大切にすることで青い旗を玄関やベランダに掲げる運動や、新しい生活様式などの注意喚起もされてきました。

そして、5月14日にはやっと39県で緊急事態宣言が解除され、外出自粛要請や事業自粛の緩和が図られ、続いて、5月25日の首都圏4都県と北海道で前面解除に至りました。これからは第2波の到来も懸念されている中で、再度の緊急事態宣言発出を避けるためにも私たち一人一人が危機意識を高め、継続していくことが問われているところであります。先ほども述べたように新型コロナ対策支援として、中小事業者支援、生活仕事支援などの多くの支援策が取られていますが、今後、新型コロナ感染が長期化することを予測し、町内の産業界には少なからず影響が日々増してくることが考えられます。前談が少し長くなりましたが、このことを踏まえて7項目について質問を致します。

1として、農業振興について質問を致します。

農業においては生産と供給のバランスが崩れることで、農産物の価格の低迷により全体の収入額が減少傾向になってきています。施設園芸を中心として生産基盤の強化、高付加価値品種の導入、新規就業の育成など、幅広い支援が取られ一定の成果が見られる中で、ここで後退することは避けなければなりません。

今年に入り、農業全般に花卉（かき）栽培をはじめとして施設園芸にも新型コロナ問題の影響が見えつつありますが、この現況をどのように行政は捉えて把握しているのか。

その点について、まず初めにお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

中島議員の農業振興対策についてのご質問にお答え致します。

ご質問にありますが農産物の価格低迷についての現状につきましては、農産物の価格については食生活の様式の変化による需要の変化や農産物の輸入の状況、また天候による生産の増減等、さまざまな要因により市況が変化します。今回のコロナウイルス感染症についても、全国的なイベントの縮小、中止、外出自粛による花卉（かき）類にて、需用減少による影響を受けています。

また、家庭での食事が増えたことからか、野菜類には現在のところ影響は少ないものと考えています。

しかし、今後コロナウイルス感染症の動向によってはどのような影響が出るか不明ですので、市場価格について引き続き調査をしていきたいと考えています。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

ありがとうございました。

午前中にもですね、この前にもちょっと同僚の議員も質問をしておりましたので、こういう答弁になるかと思います。ぜひですね、今後、市場価格調査を地道にやってですね、そのことに基づいた支援策をお願いしておきたいと思います。

ここで私の方から要望したいのはですね、国、県で推進されています収入保険制度の加入推進を図ることができないかということでございます。この収入保険は、現政権の農業改革の柱の一つとして導入されておりまして、災害による収穫の減少や価格の値下がりや収入が減った場合などに、保険金で一定の補てんをする制度でもあります。新型コロナウイルスの影響による収入減少のほとんどを補てんし、加入者の経営を支えることもできます。

今回の新型コロナ対策として、全国的にも農業者の経営安定を図るためにですね、収入保険制度の支援で助成をするという自治体が見受けられますが、本町でもこの対応策を考えるときではないかと思うところですが。

このことについてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

収入保険制度への加入促進を図るため生産者の経営支援ができないかということですが、町としても、自然災害や価格下落等のさまざまなリスクに対し自ら支えるという意識を高めていくことが重要と考えております。

その方法として、収入保険制度を推進することも大事なことだと思っています。加入促進について何らかの支援ができないか検討します。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番 (中島一郎君)

何らかの支援ができないかということでこれから検討していきたいということでございますので、検討するということは前向きな方向で捉えておりますので、ぜひ皆さま方のいろいろと知恵を出し合って、その支援策を考えていただきたいと思っております。

ちなみに、黒潮の現在の加入はですね、4月の段階で水稲(すいとう)が3件、果樹が2件、花卉(かき)が5件、野菜類32件の合計42件となっておりますので、この部分なんかも考慮してですね、ぜひ一件でもこの加入促進のために行政も共々に、関係機関とともに努力をしていただけることを期待を致しまして、2の漁業振興対策について質問を致します。

今年に入りまして、漁業においても農業と同様に新型コロナ問題によって市場価格は低迷しております、これ長期化傾向する傾向にあります。漁民の力ではもうどうにもならない状況となっております。

本町では、今年度から町内漁港への水揚げ向上を図るために、水揚げ推進事業として当初予算に900万円が予算化されました。これは水揚げ生産額の手数料が7パーセントであることから、漁民の負担を軽減するために1パーセントを助成するものであります。

私は、今回の新型コロナ対策の一環として助成比率を1パーセントから2パーセントに上げることができないかと、自分自身思っておりました。町の方も考え方は同じで、5月8日の臨時会の補正予算に、さらに1パーセント上乘せするための助成金として900万が追加計上されました。このときには国、県の施策の中でも漁業に対しての助成事業が少なく思っていましたので、スピード感ある行政の判断に敬意を表します。

しかし、ここに一つの課題がありまして、この助成は町内の漁港に水揚げされた水産物が対象でありますので、主に沿岸漁業の漁民の方が対象となってきます。このことは少なからず、近海カツオ一本釣り漁船、19トン大型漁船は、土佐湾沖でのカツオ漁があればこの恩恵を受けることにはなりますが、近年の操業実績から見ると、大半が町外漁港への水揚げとなっております。

このあたりを考慮した対策が何か取れないかと思ってるところですが、行政の判断をひとつお願い致します。

議長 (小松孝年君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (土居雄人君)

それでは中島議員の、漁業振興対策についての質問にお答え致します。

水揚げ促進事業につきましては、これまではカツオ一本釣り漁船の佐賀漁港への水揚げ誘致を目的として、カツオのみを対象として水揚げ手数料の補助を実施しておりました。本事業は今年度から、漁業、魚種を問わず、町内で水揚げされる全ての漁獲物に対して水揚げ手数料を補助することにより、町内漁港の魅力を高め、町内への水揚げを促進するために実施していたところです。

加えて、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る水揚げの価格への影響を鑑みて、5月の臨時議会で承認をいただき、補助率を中島議員が言われましたとおり、水揚げ手数料7パーセントのうち1パーセントから2パーセントへと増率しております。このように、本事業につきましてはコロナウイルスの影響による漁業者支援対策も含まれておりますが、あくまでも町内への水揚げ誘致を主たる目的としておりますので、町所属船の19トン型、あるいは中型、大型カツオ一本釣りの船につきましては、漁場形成の関係に

もよりますが可能な限り町内漁港を利用していただくことで本事業を活用していただきたいと考えております。

また、コロナウイルスによる漁業の影響は長引くこの点については、中島議員もおっしゃりましたがこのようなことも想定されます。今後の水揚げ額等の減少が著しい場合には、先にも答弁させていただきましたが、持続化給付金等の国の事業についても活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

可能な限り、町内の漁港へ水揚げをお願いしたいということでございますが。

今年の漁業形態を見ても、沿岸漁業を除いて 19 トンは、従来の鹿児島を基地にしてのカツオの漁はあまりにも少なく、春先から非常にこう漁がなかった。それから餌もなかった。そういう状況下の中で東の方へ上りまして、今、勝浦を基地としてですね、5 月頃までは 19 トンはカツオを追わえて漁をしておりました。大型は、その反面トンボが漁がありましたので、カツオじゃなしに、価格は安くても量で勝負ということでトンボで。お互いが、大型と 19 トンのすみ分けができておりましたので、5 月、6 月はある部分安定した水揚げがあったと推測をしております。

しかしながら、この 6 月に入りますと巻き網も多分カツオの方に向けて転換をすると思いますので、そして大型の方もですね、トンボの方は値段が相当安くなりましたので、いいときには 4、500 円したものが、今は 150 円程度だと思います。そういう状況ではなかなか厳しい状況がありますので、6 月には全員がカツオを追いかける状況に多分なる実態ではないかと思われま。

そうしたときにやっぱり、19 トンはやはりこちらの方へ帰ることは土佐湾沖、九州沖で漁があればいいわけですが、そういうところがなかなか望みにくい。そして活餌の、カツオの餌の確保が非常に難しい状況の中で、これから 6、7、8、ドックを迎えるまでの間が非常に厳しい形態にあるんでないかと、そういうところが推測をされているわけでございます。

そういう全体的なことを網羅を致しまして、私がここで要望したいのは、現在実施されています漁獲共済掛金補助制度、これは掛け金の 5 パーセントを助成していると思われま。平成 30 年度の歳入歳出決算書では 168 万 8,000 円が支払いをされています。これを 5 パーセントから 10 パーセントの助成をですね、単純に計算をして約倍の 340 万円になるわけですが。これを期間限定、3 年でも 5 年でもいいです。そういう形を取って新型コロナ経済対策の一環として取り組むことができないかというように私自身はこう思っているわけですが、このあたりはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

中島議員の再質問にお答え致します。

この漁獲共済への町の 5 パーセントの補助に対して上積みはできないかということの質問だと思いますが、現状で漁獲共済にはですね、町所属のカツオ船 20 隻全てが加入しております。この収入安定策として加入している漁獲共済の掛金に対しては、現状のところ、国の補助も含めてその補助金額としましては契約の状況によって 35 パーセントから 65 パーセントぐらい、それぞれ契約によってまちまちではありますが国の補助があります。

さらに、その自己負担分。国の補助を差し引いた自己負担分に対して町が5パーセントを打っているという状況ではあります。

この状況、コロナウイルスの漁業に与える状況、カツオ船に与える状況、これらをほんとに厳しい状況とは捉えております。たまたま中島議員が言われましたとおり、このカツオ船、今、3月、4月の不漁だったところを5月盛り返して、去年よりかは漁獲高、漁獲額、共に取り戻している状況ではありますが、この漁獲制度に対してもカツオ船に対しては有効な施策の一つとしては考えますが、さらにですね今後の水揚げの状況などを注視しながらこの施策も含めてですね、時期に応じた、より有効な施策を考えていきたいと考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

ぜひですね、前向きな方向性を持った取り組みを期待しておきます。

それでは3番のですね、休業要請による事業者への対策について質問を致します。

先ほど申し上げたとおり、約1カ月間の休業要請を置いて、休業した事業所には休業期間と前年度売り上げ差額の50パーセント以内の範囲で20万円から100万円を上限として現金支給がされることを条件に、4月16日の臨時議会で3,000万円の予算額が決定されました。

商工観光業への逆風が吹く中で、少しでも地域経済の回復にスピード感を持った事業者への支払いが望まれるが、最終の対象者数、支払い状況などをここでお聞き致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは中島議員の、休業要請による事業者への現金支給についての質問にお答え致します。

町が休業要請を行い、同意して休業いただいた業者に対し、最低20万から最高100万までの範囲でお支払いをした協力金についてです。その実績として、対象者は94事業者、現状での支払い総額は2,965万円となっております。

また、その支払い状況としましては、概算払いとして4月30日に90業者、2,885万6,000円、これは事業者数比で96パーセントです。それから、5月20日に3業者、60万円、同比3パーセントです。申請書類の不足により手続きが少し遅れた1業者20万円については、6月10日にお支払いをするような予定となっております。

今後、実績報告等による精算事務を行う見込みです。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

この休業要請も県下で一番先に黒潮が取った施策でございまして、その後に、梶原町、津野町あたりが、類似した形でこの施策を取っております。それが県の方にいったわけですが。

やはりこの間、今もお聞きしたように支払いが94事業者で、もう申請が1事業者だけ残ってるということで完結に等しいわけですが、ほんとにスピード感を持った行政の取り組みに感謝を申し上げたいと思います。ここでですね、ちょっと私が気になったのは、この一律20万円の該当の方が何事業者か。

そのことをちょっと教えてください。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 11時 26分

再 開 11時 28分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

中島議員の再質問にお答えします。

集計に少し時間がかかって、ご迷惑をお掛けしました。

20万円の支給については63件でございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

どうもありがとうございます。

なぜこの一律20万円の該当者を聞きいたかといいますと、94名で63名ですので、3分の2ぐらいの方がここに該当するわけですね。今回のこの休業要請とか、それから貸し付けの利子補給とか、いろいろな部分にですね、昨年度の4月から5月の売り上げとか生産額とか、いろんな部分が出てくるわけですね。それを思うときに、税の申告の大切さ、そこが大きな基準になってくると思います。この青色申告、白色申告の違い。そういう部分の、やはりこれは住民側に、および事業側に責任があるところでございますけれど。やはりこういうことがまたいつ起きるかも分からんわけですが、この税の申告の大切さをぜひ、啓発活動いいますか啓蒙活動をしていく必要があるがじゃないかと私自身は思ったところでございます。やはり今回、この町の休業要請に賛同してやって、自分の申告することが去年の申告が基本になっておりますので、本人の思い違いとかいろんなことがあるかも分かりませんが、そういうことも鑑みてですね、行政の方からはこの税の申告の大切さということをですね、ぜひ意見具申というか、そうこもしていただければと思ひまして、今回この一律20万円の該当者を聞いたところでございます。

それでは、続いて4の町単独の貸付利子補給制度について質問を致します。

この利子補給制度も、4月16日の臨時議会において1,044万2,000円が決定されました。対象となる融資は4つありまして、1に産業振興計画融資、2に安心実現のための高知県緊急融資、3に小規模事業者経営改善資金融資、4に新型コロナウイルス対策マル経融資の、4つの種類となっています。融資については令和2年から6年まで町が利子補給を行うことから、実質的には無利子になります。

新型コロナ問題が地域経済に及ぼす影響を早い段階で状況把握し、収束に近づいたときには町内の事業者が以前の状態に復帰できるよう、資金繰り等の支援策は大変有意義なことでもあります。県下の自治体の中でも最も早く取り組まれました補給制度であり、まずは今後、関係団体や金融機関との支援対策の強

化を図りながら事業者に寄り添ったスピード感を持った対応が望まれますが、融資の状況、事業の効果についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは中島議員の、町単独の貸付利子補給制度についてのご質問にお答え致します。

町単独の貸付利子補給制度につきましては、黒潮町中小事業者等経営支援事業利子補給の補給金として町内中小事業者の経営負担の軽減を図り、中小企業等の振興に資することを目的とした補助金として実施しているところです。この利子補給金についても4月の臨時議会について承認いただきまして、令和2年度から令和6年度までの5カ年間に県の融資制度として、産業振興計画資金、安全実現のための高知県緊急資金、日本政策金融公庫の融資として小規模事業者経営改善資金として、通称マル経融資、コロナマル経融資のこの4つ、中島議員が言われたとおりです。事業者の利子補給額を全額町が補助することによる利子の無利子化など、指定金融機関や商工会と協力しながら拡充を図っております。

4月から5月末までの県の融資制度に対する新規の申し込みは22件となっており、融資申し込み額の総額は1億130万円となっております。また、マル経融資につきましては、新規申し込みが新型コロナウイルス対策マル経融資として5件で、融資額が2,100万円となっております。

県の融資制度については、令和元年度の新規受付の申し込み件数が8件、融資申し込み総額が4,013万円であることから、前年度実績に対して2カ月間で融資総額が2.5倍となるなど、当事業の拡充が新規申し込みの増額につながっていると認識しており、町としましても事業者の資金繰りの援助につながっているものと理解しております。

利子補給額の状況としましては、現在申し込みのある新規融資1億130万円に対する概算利子補給額としては233万円程度となる見込みです。

また、継続融資に対しても利子補給するもので、県の融資が42件、194万3,000円、マル経融資が51件、249万円を見込んでおり、現状での概算支給としては新規と合わせて総額676万3,000円を利用者に支給することで、コロナウイルスの影響が著しい町内中小事業者等への事業継続などに役立てていただけるものと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

やっぱりこの施策はスピード感を持った取り組みがされておりまして、非常に町内の事業者の方の資金繰り等に還元をされていると思います。

今回の利子補給額が676万程度になるということは素晴らしいといえますか、大きな実績を残すこととなりますので、今後ともこの事業者に寄り添った形で、この事業の推進をお願いしておきます。

それでは、続きまして5番の庁舎内のコロナ感染拡大防止対策について質問を致します。

早い段階からきめ細かな新型コロナ感染防止対策を取られ、町民への周知徹底を図ってきたところであります。しかしながら、役場庁舎内に目を向けたとき、町内の産業団体や金融機関、量販店等では、既に4月の段階で集団感染防止のために必然的に住民と接する機会が多いことから、3密といわれる密接、密閉、密集を回避する対策として、飛沫拡散防止対策のために窓口カウンター等へのアクリル板、透明シー

ト、カーテンなどの設置がされておられます。ところが、役場の本庁、支所では、私が思うには約1カ月遅れの5月10日ごろに設置をされたのではないかと考えているところです。

5月13日に佐賀支所に出向いたときに、簡易な透明のビニールシートがカウンター全面に張られていましたので職員にこのことを聞きますと、住民にいろいろと迷惑を掛けることから、5月10日の日曜日に職員が協力して設置したということでありました。この行動とこの政策努力といえますか、このことに対しては敬意を表しなければなりません。しかし、町民の立場からすればあまりにも遮断された形となり、日々の窓口業務と比較すると、職場環境としてあまり良いものではありませんでした。本庁の方はこの頃に、既にアクリル板の設置をされたのではないかと考えられます。

新型コロナウイルス感染症対策として、町長からは4月16日付で、町民の皆さまへという丁寧な文書が各戸に配布がされました。その中にも、3ページでございますけれども読まさせていただきますが、手洗いやマスクの着用、咳エチケット、不要不急の外出や人との接触の自粛、また、3密といわれる大勢が集まる密集場所、換気の悪い密閉された空間、間近で会話する密接場面を避けていただくなど、個々の感染防止を徹底いただきたいということで、最後の方には新型コロナウイルス感染および感染拡大防止策への積極的な協力を強く要請致しますというような形で締めくくられております。

そういうことを思ったときに、職員の方ではですね、一日当たりの勤務者を調整するために代替勤務を、日曜日出勤とかそういう対応されていたと思いますが。そのことはさてとして、私はもう少し徹底した職場内の集団感染防止策を取るべきではなかったかと思ひ、この経過と設置状況についてお聞きをしたいところです。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

中島議員の一般質問の1番のカッコの5、庁舎内のアクリル板等の設置状況および経過につきましてお答えを致します。

ご質問の役場庁舎へのアクリル板の設置につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の一部として、飛沫による感染拡大が懸念されるため庁舎の受付事務や相談業務において、お客さまや職員の感染防止策として、設置することとして検討を進めておりました。

発注に当たりましては、4月に入りましてビニールシートのつり下げ方式も含め、またアクリル板の導入について、役場に入出入りする業者と打ち合わせを行っておりましたが、既製品となると入荷が6月になってしまうとのことであったため、他の納品業者を探すなど、設置に向けて検討および準備を行っておりました。

検討の結果、既製品では納期に相当の期間を要するため、アクリル板のみを購入し、町内業者に加工を依頼することが可能であるか確認の上、アクリル板のみの発注を本庁では4月22日に行っております。佐賀支所につきましては、本庁と支所とではカウンターの長さや天井の高さが異なることから、本庁の条件が確定してからの発注となったため、4月27日に本庁と同業者に発注をしております。本庁では4月30日にアクリル板が届き、町内の加工業者に加工を行っていただき、ゴールデンウィーク明けとなる5月7日に加工後の製品の納品がされ、カウンター等への設置を行っております。

また、佐賀支所では確認のための発注の遅れがあったため、アクリル板の納品および設置は5月18日となっております。佐賀支所につきましてはその間、特別定額給付金の問い合わせ等で来庁される方が増えることが予想されましたので、ご質問のとおり5月10日、応急対策として町内の農業資材メーカーから

農業用ビニールを購入し、カウンターと天井を突っ張り棒で固定して、遮へい幕を設置した経過がありません。

設置状況としましては、本庁では16枚の亚克力板のうち、1階窓口カウンターに12枚、特別定額給付金の受付窓口となっているくろしおホールに3枚、そして、2階の教育委員会の窓口カウンターに1枚の設置となっております。また佐賀支所につきましては、1階窓口カウンターに7枚、特別定額給付金の受付窓口となっている町民室に2枚、2階のカウンターに2枚の設置となっております、合計11枚の設置を行っております。

なお、亚克力板発注に当たりましては、亚克力板が品薄状態であり大量に発注すると入荷が遅れる可能性もあるとの事情もあり、本庁の場合、2階の執務室を含め満足な量の確保はできていないと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況を確認しながら追加発注することとして、感染拡大の状況等を注視しております。

現状では緊急事態宣言が解除され、高知県では最近では感染者が発生していないなど、高知県内におきましては一定収束傾向であると判断をしており、追加発注は現在のところは行わず、状況を注視しているところとなっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

ちょっと早口で、妙にこう理解できなかつたがですけど。ちょっと私が間違った質問をするかもしれませんが、その点はひとつお許し願いたいと思います。

私が問いたいのは、確かに亚克力板は全国的なものですのでなかつたら遅くなるという理屈は分かるがですけども、やはり最初に言いましたように、ほかの職場なんかではそういう形でビニールシートで、ほんとに4月上旬ぐらいからやってるんですね。佐賀の役場は5月10日ごろでしたかね、それをやっていたわけですが。その当時の状況を見たときに、町民への周知徹底は本当にこうきめ細かな形でされているけれども、その職員の、全体で2、300人いると思いますけども。そのへんを、3密を考えたときにどうかなという考え方を私は持ちましたので、この質問をさせていただきました。

それともう一つ、こう大切にさせていただきたいのは、5月8日の臨時会の補正予算で、これ亚克力板の設置で59万4,000円ですか、計上をされていると思います。それやけん、このときにはもう既にそういう形でできているかなと思ってたのができていませんでしたので、その形で質問したわけですが。

それと同時にですね、そのとき入野小学校と入野中学校の手洗い修繕も、この臨時会の補正予算で計上されていたと思います。これは3月の同僚議員が一般質問する中に、この手洗いの重要性を質問した中でこの早い対応がされたと思うんですが。250、60万の予算だったと思いますが、それをもう4月上旬ごろに、教育委員会の方が施行しているんですね。やっぱりそういうふうに、何回も言いますけどスピード感を持った、町民から見ても、職場もこうなっちゃうあんなっちゃう、自分たちもこうせないかん、そういうふうな意識にもつながりますので、そういうことも考えて今回質問をさせていただきましたので、まあ了解できました。

それでは6番目の、特別定額給付金、一人につき10万円の給付について質問を致します。

給付対象者は令和2年4月27日を基準として住民基本台帳に記録されている方となっております。給付金の申請方法は郵送申請とオンライン申請となっているが、郵送申請の場合は既に5月14日、15日に各家

庭に配布されたと思われます。この給付金のお知らせでは、申請についてはコロナウイルス感染症拡大防止の観点から役場窓口での受付は行いませんので、郵送申請、オンライン申請のいずれかの方法で申請してください。そして、申し期限は8月18日までとなっていました。その後、役場窓口にはですね、ちょうど私も所用があつて行ってはいたんですが、高齢者の方をはじめとして多くの住民の方が出向き相談をしていました。

担当部局においては大変忙しい状況にあったこととは思いますが、今回、対象者の人数、そして申請された人数、支払い状況。それから、本町にはちょっと私、前の資料でしたけれども、調べてみると約150人程度の外国人技能実習生が滞在していると思われます。その方なんかの申請方法と支払いについて、お伺いを致します。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは中島議員の、コロナ対策のための特別定額給付金の支給状況等についてお答えをさせていただきます。

今回の特別定額給付金の基準日である令和2年4月27日現在における黒潮町内の対象者は、5490世帯、人口で言いますと1万997人となっています。申請状況につきましては、6月5日現在でオンライン申請と郵送申請を合わせまして5,022世帯、1万198人の方に申請をしていただいております。金額で10億1,980万円、率にして92.73パーセントの方が既に申請済みとなっています。役場では町民の方への給付を優先させるため、役場職員の給付金の申請を当面自粛をしていただく対策を取りました。しかしながら、5月末現在までに8割を超える町民の方からの申請がありましたので、6月以降この申請自粛を解除致しましたので、今後はもう少し申請が伸びてくるのではないかと考えております。

議員ご質問の町内に滞在している技能研修生の申請状況につきましては、4月27日の基準日における町内で就労等による滞在許可を受けている外国人は139名となっています。このうち、6月5日現在で既に130名の方が申請済みでありまして、申請率は93.53パーセントとなっています。この外国人の方につきましては、カツオ一本釣り漁業に従事する漁業研修生や縫製工場などに従事の方がほとんどでありまして、船主さんや雇い主の方を介して申請されているのが現状でございます。

従いまして、残る9名の未申請の方につきましても来月以降、船主さんや雇い主の方に再依頼を掛けてまいりますので、おおむね100パーセントに近い方が申請給付済みになるものと思われます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

今のところ、支払いされた金額は10億1,980万円で、支払い率が92.7パーセントということですね。まあまあだと思うんですが。そのことはさて置きまして、ほんとに大体、事務がスピード感を持って進んできたなと思っております。

そこで一つお願いですけれども、期限が8月18日までとなっていると思いますが、それまでに申請してない方が多分いると思うんですね。できたときのこの周知方法というか、ここを何か徹底した形を取ってもらいたいと思うんですが、何か方法はありますか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答えを致します。

先ほどの私が申しあげました数字は、申請を受け付けた状況による金額でございます。まだ支払日が来てない申請もございますので、申請を受け付けた段階での金額ということで、率としてご理解いただきたいと思います。

それと、再質問のありました今後の未申請に対する状況等につきましてはですね、おおむね今月末ぐらいいまでは申請、未申請が確定するものと思います。従いまして、7月以降、未申請の方の洗い出しを行いまして、いったんは再度未申請の方に郵送による申請書を再送付致しまして、申請忘れの注意喚起を行いたいと思います。また、当然、戸別端末放送等でも周知をしたいと思っております。

それでもなお申請されない方につきましては、担当課が直接本人のご自宅に出向いて行って申請勧奨を行いまして、おおむね全ての方に申請していただけるような環境は整えたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

どうも私の理解するところが間違ってます、すみませんでした。

申請が92.7パーセントということで、その未申請の方については課長が最後言いましたように、ぜひですね担当課の方が訪問して、全員の方が申請できるように、多忙のとは思いますけれどもそのことお願いをしておきたいと思えます。

それでは最後になりますが、7の複合災害への対策について。この質問については先ほども矢野議員からもありましたが、私は私なりにちょっと質問させていただきますので、その点よろしくお願いを致します。

いつ起きるか分からない南海トラフ地震等に、一人の犠牲者も出さないために町民が一体となった防災避難活動の訓練を重ねてきました。しかしながら、近年は地球環境の変化に伴い、台風、集中豪雨などの自然災害が季節を問わず頻繁に発生しています。100年に一度の世界危機といわれる新型コロナウイルス感染症も災害の一つでもあり、私たちは今、コロナ感染症という災害と向き合っています。これからは地震、台風等の自然災害と、新型コロナ感染症と、同時に起こることも予知しておかなければなりません。地震、台風などへの対策としては、住民の生命と財産を守ることを最優先として地域住民間で避難行動を取り、住民が集まり、お互いが助け合い、長期間にわたり集団生活を送ることになりますが、新型コロナ感染症の場合は3密、密閉、密集、密接を避けるためにできるだけ少人数で個別空間を確保することが望まれ、相反する行動を取らなければなりません。

国は既にコロナ感染拡大を受けて防災基本計画を改定し、感染症の観点を取り入れた必要性を認識の上、自治体の地域防災計画の見直しが求められています。また、高知県においても地域とコロナ感染症が同時並行で発生した場合を想定し、事務的な支援策を検討しているようです。

避難支援をする立場として、危機感を持った早急な対策が望まれます。町の対策についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは中島議員の、複合災害の対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

台風接近や豪雨等で土砂災害の危険が高まった場合などは避難勧告等を発令し、同時に、避難所を開設することとしております。特に台風接近に伴う避難情報を発令する場合は、職員等が開設する避難所を10カ所開設してまいりました。しかしながら、災害対策として中島議員ご指摘のとおり新型コロナウイルスという新たな災禍が生じており、同時の対策も予測しておかなければなりません。本年度は、感染症対策と致しまして風水害における避難所での感染リスクを低くするため密を防ぐよう、職員等が開設する避難所を新たに8カ所追加するよう計画をしております。

また、避難所での新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策として、出水期における避難所での感染症対策マニュアルを作成しているところでございます。これは、これからの出水期に開設する避難所での感染症拡大防止を図るために作成するものでございまして、具体的には、避難者名簿による体調等の管理や事後の追跡調査、マスクの着用、手指消毒等の徹底を記載しております。この中で避難所の開設から閉鎖までの手順を記載し、避難所での職員が対応すべき事項も取りまとめるようにしております。開設した避難所にはアルコール消毒液等の感染症対策に必要なものを配備するよう、本議会に補正予算として提案させていただいているところでございます。避難所の感染症に関しましては、知見を有する健康福祉課と協議、連携して進めてまいりたいと考えております。

災害、感染の複合要素に関する行動について、住民の皆さんに周知する必要があるとも考えています。新型コロナウイルス感染症が終息しない中でも、災害時に危険な場所にいる人は避難をちゅうちょすることがあってはなりません。逆に、自宅に危険性がない場合は、自宅よりも感染リスクの高い避難所への避難は必要ありません。そうした新型コロナウイルスの感染が憂慮される中、親戚、知人宅への避難の検討等、改めて災害時の避難を考えてもらうため、チラシの配布についても準備をしているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

どうも、きめ細かい答弁をいただきましてありがとうございます。

ちょっと一つお聞きしたいがですけれども。

この避難所の、これちょっと私も認識不足なんですけど、一人当たりの移住スペースありますよね、一人当たりの。今は2平方メートルで、コロナ対策は4平方メートルですかね、大体基準としては。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

コロナ対策としましては、通常のコロナ対策をする際に密を避ける、という空間として1メートル、2メートルといわれているので1メートルから2メートル、2メートルぐらいはもう避難するスペースが必要といわれていますので、ある一定避難的などの感染を回避するためにはそれぐらいのスペースは必要ではないかと考えています。

大規模災害時と違いまして、風水害時に関しましては避難所を開設する数を多くしてできるだけ密を避けるといったことは可能かと考えていますので、その避難する空間についてはできるだけ多く取りたいというふうに考えております。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

ありがとうございました。

最後の課長の方が言いましたように、やはりこのコロナ対策に対しての周知徹底。やはり風水害とコロナ対策の部分ですね、このあたりの町民への周知徹底がこれから大変大事になってくると思いますので、そのことについてひとつよろしく願いしておきたいと思います。

以上で、1 問の新型コロナウイルス感染対策について私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

中島君の一般質問の途中でありますが、この際、13 時 30 分まで休憩致します。

休 憩 12 時 03 分

再 開 13 時 30 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

中島一郎君。

13 番（中島一郎君）

それでは午前中に引き続き、一般質問を行います。

2、移住、定住の促進について質問を致します。

5 月 16 日付の高知新聞では、高知県内の前年度の移住者数は 90 組の 150 人増となり、2019 年度は 1,030 組、1,475 人となっていました。これは、県の産業振興計画の目標としていた 1,000 組を達成したことになります。

黒潮町の 2018 年度の移住者数は 86 組 123 人で、高知市の 193 組 302 人に次ぎ、第 2 位でありました。また、合併後初めて転入 348 人に対して転出 319 人で、29 人の社会増にもなっておりました。しかしながら、残念なことに昨年度、2019 年度の当町の移住者数は 55 組で 63 人となっており、移住者数は半減した結果となっております。

全国の自治体では、高齢化や人口減少を克服するために移住、定住促進に取り組んでいる中で毎年移住者増を期待し、移住者数だけで成果を問うことは酷なことかもしれませんが、この要因はどこにあるのか。検証されているのか。また、これからの取り組みについて質問を致します。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは中島議員の、移住、定住の促進についてお答えを致します。

移住、定住の促進につきましては、移住相談員の配置等の受け入れ体制を整えるとともに、空き家バンクをメインとして定住促進住宅や空き家住宅改修費等補助金などの施策のほか、県外の移住相談会での PR、

役場に設置しました移住相談窓口での移住や移住後の生活等に関する相談対応など、多面的に施策を推進している状況でございます。

こうした取り組みによりまして、平成30年度には多くの県外移住者の受け入れへとつながりましたが、昨年度、令和元年度は減少しております。減少した要因につきましては、関連する数値分析および聞き取りによるものからの判断となりますが、まず、高知県として一丸で実施しております県内各市町村の移住の取り組みによりまして県内への移住が分散化していること、また、数年前からあったいわゆる移住ブームのときから情勢が変化していること、つまり移住検討度の深い方の移住が落ち着き、比較的移住検討度の浅い方々に属性が変化している可能性があるかと捉えております。

県外からの移住は減少しておりますが、当町のホームページ閲覧数や問い合わせ件数は増加しております。また、空き家バンク等を利用した県外移住者の割合は、平成30年度と令和元年度を比較してもほぼ変わらない割合で推移しております。このことから、現在取り組んでおります施策につきましては依然効果を発揮していると考えております。

移住者数を増加させるためには、黒潮町へ移住を検討していただくための機会、つまり情報の接点をいかに増加させるかが課題であると考えております。

今後の取り組みについてですが、人口の社会動態を見ますと、地方創生の取り組みを推進し始めてからは転出超過および減少数は抑制傾向にあるため、現在までの多面的な施策を継続しつつ、さらに効果を高めるための方法を検討していくほか、課題である黒潮町への移住を選択肢としていただくための情報の接点を増加させるための施策を構築していく必要があると考えております。また、新型コロナウイルスの影響によりテレワーク等の働き方や生活様式が変化しており、移住を推進するチャンスとなるかもしれません。関係人口の拡大も視野に入れ、情勢を的確に判断し、動向、トレンドをしっかりとつかみ、有効な施策を打っていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

移住促進のために、当町では子育て世代を中心とした定住人口増への支援や地域振興を目指した定住促進住宅の整備等をはじめとして、情報発信の強化、受け入れ体制の充実により、一定の成果を上げております。今、室長の方からもありましたけども。

移住された方は地域に溶け込み、自らが習得している技術や経験を生かし、就業や起業化された方も多く見受けられます。先月の高知新聞では、伊田地区で民宿を経営されている移住夫婦が、町長が積極的にコロナ対策に取り組んで支援していることに対する感謝と恩返しとして、厳しい環境にあらう町内の医療現場や事業所などに焙煎したコーヒー豆を送った記事や、大方高校の女性サッカー部への指導に、今年の春に移住された方が町のスポーツ指導員を担当しながら経験を生かし女性サッカー部の指導をしていただく記事などは町民の心を動かすものであり、地域の活力に結びつき、また期待もできます。

そして都会では、先ほど室長からもありましたようにコロナ感染症対策の一環として、集団感染防止のための外出自粛要請による公共交通の利用、職場環境の改善等に抑制がかかり、在宅勤務によるテレワークが徐々に拡大されてきました。この経験を生かした6割の方が在宅勤務の継続を望み、人口の密集している都会から地方へ、場所を選ばない新しい働き方が進行するのではないかと聞いています。このこ

とは地方にとっては大変な強みであり、この機会を逃さず新たな戦略づくりに没頭し、今後の取り組みに期待を致して、次の質問に移ります。

3、西南大規模公園、佐賀地区の遊歩道、避難路の管理について質問を致します。

この遊歩道は、佐賀地区の東公園の多目的グラウンドの歩行者の通路として整備されたものであるが、その後、黒潮町ではこの遊歩道を併用して東公園の高台を津波避難場所として指定しました。このことから、遊歩道は避難道としても利用されることになっております。

ところが1年以上前、多分もう2年ぐらいになると思われませんが、大雨が降ったときには高台にある多目的グラウンドの雨水がこの遊歩道、約延長100メートルに流れ込み、各階段を洗掘しており、歩道、避難道としての機能を果たすことは困難な状況となっております。

公園の管理は幡多土木事務所ですが、避難路の指定は黒潮町がしておられます。両者が現状把握の上、管理体制を図り、早急な補修工事が望まれますが、この対応についてお聞き致します。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは中島議員の、土佐西南大規模公園、東公園遊歩道の維持管理と修繕工事についてのご質問にお答え致します。

ご質問の遊歩道は、野田の坂の県道から津波避難場所である東公園に通じる遊歩道で、高知県の管理施設であるNPO 砂浜美術館が指定管理を受け管理を行っております。この遊歩道につきましては、2年ほど前に地区区長からの修繕の相談があり、指定管理者が修繕を行いました。しかしその後、昨年7月の豪雨により再び被害を受けたということでございます。

この被害を受け、高知県では今年度に修繕工事の予算化を行い、現在、現地測量および設計を行っているところであると確認をしております。なお、修繕工事は本年8月に発注予定であるということでございますので、もう少しお待ちいただきますようお願い致します。

また、工法と致しましては階段部分を全面コンクリートで覆い、土砂の洗掘を防止する工法であると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

多分室長もですね、この現地を見ていただいたと思いますが、そしたら去年の7月の豪雨にまた再度洗掘されたということでございますね。

これ、あそこが整備されてからもう4、5回こういう状況が続いてるんですね。一番最初は佐賀町の時代のときに職員で直した記憶がありますので。今回、全面をコンクリート舗装にすることですが、8月に発注する予定ということでございますけれども、やはり何回もおんなじことを繰り返して、今、室長も言いましたように、これ周辺の区長からもこの補修の要望が出ているんです。これ見たときに、避難路として指定をしているならば遊歩道とともにですね、そのへんの配慮というか、維持管理というのは慎重に取っていかないと、万が一何か地震が来て避難せないかんとしたときにはですね、今、室長が言いましたように、あの多目的グラウンドの表門から上がっていくよりは、この野田の坂の手前から上がってい

った方がですね、300メートルぐらいの多分距離が短くなると思うんですね。坂もありませんので。やはり、日々そういうことを心掛けてほしいということでございます。

そして、今回のこの問題はその周辺の老人の方からお話をいただきまして、ちょっと僕も勘違いしておりましたが、そしたら、僕は2年前にと言ったのは一度修繕したということで、それでよろしいですけども、多分簡易的な形でございますので、やっぱり継ぎの弱いところ、コンクリートの隣のところがやっぱ洗掘されて、同じような状態になってくると思います。

今後は、NPO 砂浜美術館の方が維持管理をしているということでございますので、相当な落ち葉も流れておりますのでそのへんは注意をしていただいて、日常の管理が十分できるような形を取っていただけることを特にお願いをしておきます。8月に全面をコンクリート改修にするということですので、一日でも早くそのことをしていただけることをお願いして、この質問を終わります。

今回、いろいろな形で新型コロナ感染対策について質問をさせていただきました。

何よりも必要なことは、この黒潮の取り組みは政治の強いリーダーシップとスピード感を持った取り組みをされたことが大きく評価をされています。このことは住民の皆さんの信頼と評価を受け、そして、また皆さんに対する感謝の気持ちも住民の方は持たれています。こういうことを、ほんとにこう今後の行政の中でもあらゆる面で大事にさせていただくことを切にお願いと、また期待もして、私の6月定例会の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、中島一郎君の一般質問を終わります。

次の質問者、浅野修一君。

5番（浅野修一君）

それでは議長のお許しを得ましたので、早速質問の方に入りたいと思います。

今回、自分の方は2つの質問の方を構えさせていただいてますが、前の3名さんの議員さんの方からも同じような項目での質問もあったわけですが、私なりの質問の方もしたいと思いますので、どうか答弁の方をよろしくをお願いします。

早速、では1番の方から、防災、減災についてでございます。これ、いつもながらに私の質問の方させてもらってますが。

新型コロナウイルスが全世界に拡散し、今後、第2波、第3波のような感染拡大も懸念されております。終息はそれこそ予測不能な状況となっているわけですが、このような状況下、豪雨による水害が毎年のように各地で発生し、南海トラフ大地震や津波、さまざまな災害がいつ、どこで起こっても不思議ではない状態でございます。こういったことについて危機感をもって対応策を取るのか、あるいは取らないのか。それによって大きな差が、各自治体も差が出てくると思っております。

この質問については、カッコ1と致しまして、避難所や避難場所での運営は当然これまでとは違ったものとなり得る。何事にも想定外はつきものだが、町として現状での対応策を問うとしております。

この問いについてはですね、午前中からの質問の議員さんの答弁にもあった、同僚議員への答弁もありましたが、何かそのほかにですね、策といたしますか、ございましたらお聞きしたいと思いますが。

よろしくをお願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは浅野議員の、避難所、避難場所での運営のご質問にお答えしたいと思います。これまでの答弁と重複する部分があるかと思いますが、ご了承いただければと思います。

台風や豪雨等の風水害時の避難所の運営につきましては、出水期における避難所での感染症対処マニュアルを作成し、開設避難所も増やし、密を避けるなどの対策を行うようにしております。

南海トラフ地震等の大規模災害時には、ほぼ全町民が避難することとなり、避難場所や避難所は密になることが想定されます。風水害時の避難でも同様ですが、感染を懸念し、危険な状況でありながら、避難をちゅうちょすることはあってはなりません。コロナウイルスも感染を恐れなくてはなりません。それ以上に切迫した、命を脅かす危機からの避難を最優先として捉えて、行動を取っていただく必要があります。

今後も避難所の感染対策に努めてまいります。現状では全ての避難場所、避難所での感染症対策を行うことは困難です。コロナウイルス対策に万全の避難所がないことをご理解いただき、少しでも感染リスクを低くするため、現状では不足している状況もあると思いますが、日ごろより、個人で、マスク、消毒液、体温計等の準備をしていただき、避難した先での感染症拡大防止に努めていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

ほんと、同じような内容の質問で申し訳なかったがですけど。

ただ、自分なりに思うのはですね、課長今申されたように、コロナプラス風水害とか、大地震とか、そういう場合にはほんと、万全の対策というものはほんとなと思います。これはどの自治体でも同じことやと思いますが。それでもいろんなできること、今からできることを考えて対応、対策を打っていかんと、町民の命を守ることはできんと思いますんで。

いつも自分言っておりますが、発想の転換であったり、そういったこともこういったときには必ず必要で大事なことになってくると思いますんで、そういった点を含めてですね、全町内的な、庁舎内全体でそういった問題意識を持って、それに対する回答といいますか、できることを練っていただきたいと思います。

そういった意味で、避難場所なんか、なんか言うたら悪いですが。避難場所、避難所についてはある一定、これまでもいろんなところに目を向けて、いろんなところを考えておられると思うのですが。その中でですね、災害プラスコロナとなったときに、コロナについてはよくいわれています、体温が 37.5 とか、そういった部分でですね、いわば目に見えていうか、体の異変が表れる初期段階のそういったこともありますんで。

ひょっとその対策として、よくテレビで額の所に体温計を当てる映像を皆さん見ておられると思うんですけど、非接触型の、脇とか耳とかじゃなくて、そういった今、すごいええ器具があります。ひょっと黒潮町では、そういった器具等の準備というか配備の計画なんかもないですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

浅野議員おっしゃられたように、避難所に入るまでの避難された方の体調、体温等の状況というのはつかまなくてはならないというふうに考えています。

午前中のご質問にお答えしましたように、町開設の避難所に関しましては18カ所計画しております。その18カ所に関しましては、今回補正予算で要求しています備蓄品の中で、非接触式の体温計を整備していくように考えております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

ということは、1カ所に3個も4個もは要らんとするんで、もうぶっちゃけ18個は準備できてる、ということですね。

（徳廣情報防災課長から、「予算で計上してるんで、これから準備する」との発言あり）

ああ、計画としてそういう。

（議長から、「勝手にやりとりしたらいかん」との発言あり）

計画があるわけですね。

失礼。

分かりました。

ぜひですね、早急にこういった避難所として構える所には、こういった対応も当然必要になってくると思います。

それとですね、町の指定の避難所に限らずですね、ほかの集会所であるとか、そういった高台のですね、大地震、津波も想定せんといかんですけん高台の避難所であるとか、そういった所にもぜひ配備いうか、備え付けの方も考えていくべきであろうかと思えます。よくネットなんかで見てもピンからキリまであって、何千円台から2万、3万ぐらいですか、ていうふうな分の値段のものだと自分は認識しておりますんで、経費的、予算的にもそんなにたまたまらほどその予算を圧迫するようなものではないと思っておりますんで、そういったところにもですね、ぜひ検討願えたらと思えますんで、よろしくお願ひしたいと思えます。

それで、ほかに何か考えておることはありませんかってことで先ほど答弁いただいたんで、ほかにもいろいろあるかと思えますが。

今質問しましたばかりで即答はなかなか難しいかもしれませんが、その非接触型体温計、課長の今の気持ちとして、あと何個はあった方がいいかなというふうなことで考えますか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

浅野議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどお答えしましたように、非接触型の体温計というのは町の職員が配置できる避難所に計画をしております。それ以外の避難所に関しましても、非接触型ではないですけども、体温計は設置していきたいというふうに考えております。

どこまでの範囲それが必要かということに関しましては、際限なく、できるだけあればいいということになると思えますけども、できる限り、必要の所に関しては配備が必要かなというふうに思っております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

先ほど自分も言いましたけど、高台の集会所であるとか、そういった公共性の高いいいですか、区長さんに管理を任せてるとか、そういった部分の所にはぜひ考えていただけたらと思います。

2メートルを離れとかんと駄目とか言うとな人もほんとは、集会所なんかでも、20人も30人も入れるような所は少ないかもしれんですがですけど、それでも感染者がそこにおれば当然密になって、それが広がる。コロナが広がってというようなことに、後の対応が大変なことになろうかと思えますんで、そういったところもぜひ考えるべきではないかと思えます。

それですね、あと自分が思うのは、今回、町長に先頭を立ててもらって、マスク9枚ずつのすごいことやと思います。配布していただいて、すごいことなんですけど。消毒液とかマスクとかですね、現在の確保いいですか保持されている数なんか、ひよっと分かれば教えてもらえますか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

自分の方は、町全体のコロナ対策の備蓄品に関しては全て掌握しているわけではございませんけども、もし、現状で起こったときに、先ほど言いましたように避難所に対して特別にマスク等々は準備しておりませんので、そこに関しては健康福祉課の方で約11万枚程度の備蓄があるので、そのマスクに関しては、もし起こった場合は、その備蓄しているものの活用というのも検討しなくてはならないというふうを考えております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

いまだに11万枚というすごい数を構えていただいているようなので少し安心はしましたけど、でき得る限り、いろんな意味で災害時には必要なものが、結構小さなものでも重要なものがあつたりもしますんで、そのへんの検討も今後の課題として、ぜひ町職員の皆さん全員のアイデアをそこへ入れて、抜かりのないというか、そういったことで災害に備えていただきたいと思えますんで、よろしく願います。

カッコ1の質問を終わらして、カッコ2と致しまして、災害時の非常事態対策として、高台に住む方に倉庫等を一時避難場所として提供していただく協力要請を、地区担当制、地域担当制とも言いますか、を活用し推進できないかについてでございます。

先ほど来、新たに風水害用に8カ所の避難所を設けるとか、そうったお話は聞いたのですが、やはりですね、コロナ絡みになってしまうんですが、どうしても密になっては駄目ということがありますんで。そういう意味では、仮に高台にいくらご親戚の方がおるとしても、そこに個別の物が入ることにはなかなかかなりづらいと思えますし、避難所へそういう方を受け入れるということが、ちょっとまずできないんじゃないかと思えます。そういった意味も含めて、やはりあるものは有効に活用せんといかんと思えます。納屋であつたり倉庫であつたり、大工さんであれば大きな倉庫を持っておつたりとか、いろんな場面場面、今まで思わなくてよかったような所も利用できるような場所が多くあると思えます。

そういった意味で、そういう所を掘り起こすいいですか。数、結構あるかと思いますが、そういう所についてぜひ探していただきたいと思うんですが。

答弁の方お願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは浅野議員の、高台に住む方の倉庫等への一時避難場所の提供についてのご質問にお答えしたいと思います。

避難場所における雨風をしのぐ整備については課題もあり、200カ所を超える全避難場所での対策については難しい状況にあります。そうした現状において、高台にある倉庫等を一時避難場所として利用することにつきましては、避難の選択肢を増やすためにも有効だと考えます。

実際にある地区の防災計画では、地区内ニーズを調査し、受け入れ検討をされている所もございます。地区防災計画でそのような取り組みを考えている所もありますので、そういった地区では今後も推進をし、その他の地区におきしても、このような事例についてそれぞれの地区の防災計画の参考となる取り組みについては情報共有をし、検討していきたいと考えております。

事例の紹介により、地区防災の一つとして考え、取り組む地区もあると思いますが、地域担当制を活用しての推進につきましては、それぞれ、これまで取り組みや条件、環境により、各地区により優先的に進めていくべき課題が違いがございます。地域担当制を活用して一律に推進していくことは難しいと考えております。

ただ、防災施策についてはこれまでどおり、命を守り、命をつなぐ、あらゆる手段、選択肢を排除せず、検討するスタンスで今後も取り組みを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

課長、一律にっていうふうなことにはならないと思います。言われるように、各地域、各地区で、それぞれ現状いか事情が違うわけですから、それはちょっと無理があると思いますが。

ただ、防災訓練とかそういったときに聞き取り的のところですね、ほかの地区ではこういう所もやっています、こういう所を避難所として確保してお約束いただいて、締結していただいておりますとか、そういった事例をですね、防災訓練のときであるとか、これからも防災訓練、やるでしょ。そういったときにですね、一言でいいですから、こういった所もありますよと。そういう空いた倉庫なんかあれば、そういう利用の仕方もありますよというヒントを与えていただければ、その地区で、何人なるか、何十人なるの分かんませんが、こういったコロナへの対応としても十分に活用できるものと自分は思っていますので、ぜひそういう方向性も必要やと思いますので。

それと、以前に自分聞いたことあるんですけど、高台の広い所に園芸用ハウスがあったりして、その園芸用ハウスも利用できるんじゃないか、というふうな声も聞いたこともありますので。ウイルス関係になると、園芸で食べるものを使うとなると難しい面はあろうかと思いますが、非常事態の場合にはそういったことも考えていかなくは間に合わんんじゃないかと思ったりもします。そんなことも考えながら、何とか一人でも被害者ないような手だてを模索しながらみんなで考えていただきたいと思いますので、

その点、ぜひよろしくお願ひ致します。

カッコ2の方はこれで終わりたいと思います。

次に、カッコ3と致しまして、住宅の耐震化率は現在何パーセントか。

これですが、耐震化についてはですね、ほんと情報防災課の方、職員の方、皆さんが飛び回ってすごい頑張っておられるといったことは、皆、町民の方も分かっておられると思います。

ただ、住宅耐震、いまだに完結とはなっていない、完結を見てないわけですので、どうしても全戸の耐震化っていうのが急務だとずっと思っています。それぞれの、とは言ってもその家のその家の方でいろんな事情もあってですね、それに対応できない方もいて、なかなか進まないというのが現状で今に至っているところだと思います。

その中で、いろんな建築関係の方にもお聞きしたりもするがですけど、家を直す建築士さんがおって、そこの兼ね合いの部分で進まない部分があるように、自分は聞いたことがあるがですけど。もし、そういったところを把握されていて、どういう問題をはらんでいるのか。分かればそれも含めてですね、ぜひ教えていただきたいと思います。

答弁の方お願ひします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは浅野議員の、住宅の耐震化率は現在何パーセントかのご質問にお答えしたいと思います。

地震発生時の木造家屋倒壊の軽減を目的とした耐震事業について、昨年度末まで678件が改修工事完了となっております。昨年度の1年間では177件となっております、耐震化率としましては48.73パーセントでございます。

住宅耐震改修に関しましては、平成28年度110件、平成29年度138件、平成30年度154件と、右肩上がりに順調に推移しております。これは、これまで行ってきた個別訪問の成果でもあり、耐震診断の実施家屋については1,609件となっております。

ただ、診断をされた方、完了後に設計、改修への移行が行われていないケースも増えてきていることから、診断完了家屋のうち、移行できてない所有者への個別のアナウンスなどを行い、設計から改修への着手を促していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

ちょっとお聞きします。

いろいろ数字はお聞きしましたが、今現在、課長の把握されている残りいいですか、あと、耐震しなくてはならない件数っていうのは幾らか分かりますか。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 14時 10分

再 開 14時 10分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

浅野議員の再質問にお答えしたいと思います。

これから対処しなくてはならない旧耐震基準戸数というのが4,464戸。そのうち、耐震工事、施工済み戸数が678戸ですので、あと3,786戸が対象の家屋と考えております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

ほんと、大変なことは分かっているがですけど、まだまだこれだけの耐震が必要なお家があるということで。ちょっとですね、何かこうカンフル剤じゃないですけど、早急にできる妙案があれば欲しいところですね。

地道にやっていくしか今のところないかとは思いますが、他の方等へもですが、課を中心にですね、こちらもお互い全体で協力し合って、一戸でも早く耐震の方を完了できるような施策、それと行動の方をぜひお願いしたいと思います。そのことが、犠牲者ゼロをうたってるわけですので、それに対する結果がそこに出てくるといいますので、ぜひこれからも、ほんと無理なこと言っているのはもう重々分かっちゃうがですけど、ぜひですね、皆さんで頑張っていたきたいと思います。自分たちも、何かいい知恵といえますか案があれば、ほかの実例であり、そういったものがあればまたご相談の方させてもらいますので、よろしくお願ひしたいと思います。

防災、減災については、これで終わりたいと思います。

引き続きまして、2番目の子育て支援についてでございます。

失礼、1個忘れておりました。防災、減災のことで最後に一言ですね。

4月末から5月中旬までのゴールデンウィーク、毎年であれば、県内、県外から多くの方が当町に訪れただきよったんですが、コロナの関係で、ほんとに町内の経済が疲弊するような状態にまで落ち込むような、こんな状態になっております。ゴールデンウィークにもそういったことで、観光客はじめ、いろんな方が訪れておりませんでした。ほんとに、涙が出るぐらい皆さん大変やったと思います。

その中でですね、実は高知県サーファー連盟、こちらの方がですね、県内はもとより全国に発信していただき、また、高知県のサーファー連盟に限らず、全国組織の財団法人ですか、日本サーファー連盟というのがありますけど、こちらの、他県へのサーフィンにはもう行かないでくれと、自粛の要請を全国に広げておりました。これが見事に、当町にはサーファーの方は来られませんでした。びっくりするぐらい、いつもやったらですね、海に鵜がいっぱい。鵜とていうかカラスとていうか、そういう光景が毎年見れよったがですけど、今年はほんとに、ゴールデンウィーク中、ほんとにゼロやったと自分は思うてます。見ませんでした。そういったことでですね、そういった方々の尽力、努力もあって、呼び掛けもあって、当町は守られたっていうふうに自分は思っています。

そのことに対してですね、ぜひコロナ終結となった折にはですね、当町主催で、幡多全域であるとか、そういったことでサーフィン大会であるとか、そういったことも考えてあげたらと思いますので、そのことも含めてですね。そうすれば、県外から来ていただいて経済効果にもなろうとも思いますし、そういう意味も含めて、そんな計画もぜひ考えていただけたらと思います。

すみません、ちょっと抜かしておりました後になりましたが、私の思いはそういう思いです。

それでは、2番目の子育て支援に入りたいと思います。

このことはもうずっとずっと、教育長も嫌になるぐらい自分も質問の方させてもらってますんで申し訳ない気持ちもありますが、これからの町のために、ぜひ質問の方をさせてもらいます。

まず、カッコ1としまして、各保育所の待機児童については、これまでも何度か質問、提案を行ったが、今年度について、保護者の希望どおりの対応となっているか。待機児童はいないかについての質問でございます。

また、このことは私、人口減少対策にもなると思っていつも質問をしております。町民の方もご存じのように、当町は2060年、目標6,800人というふうなことで目標を立て、今、一生懸命皆さんも頑張っているわけですが、6,800人といいますと、40年後のことなんでまだまだ先と言えば先なのですが、4,000人も少なくなるというふうな目標設定をしなくてはならないような状態でございます。

ただですね、この目標を自分としたら低過ぎるっていうふうにも思いますし、この子育て支援をもっともっと強くやっていけば、6,800がひっくり返って8,600にもなるんじゃないかというふうな思いも持っております。ほんと、今の保育所運営ではこの6,800人もちょっとね、どうかなと自分的には思うところがあるわけです。移住者の方への支援もして、よそから来ていただくことも大事ですけど、町内におられる方をもっともっと大事にする方が、手っ取り早いと言ったらそれはちょっと悪いかもしれませんが、必要なことで、大事なことで、すごい効果がええことじゃないかと思えます。

そういった意味で、子育て支援の大切さを今回も聞きたいと思しますので、待機児童関係について答弁の方をお願いします。

議長（小松孝年君）

橋田教育次長。

教育次長（橋田麻紀君）

浅野議員の、待機児童に関するご質問にお答えします。

現在、佐賀保育所においては、利用定員80名に対し74名の入所、大方くじら保育所においては、利用定員80名に対し77名の入所、大方中央保育所においては、利用定員140名に対し129名の入所、南部保育所においては、利用定員20名に対し13名の入所となっており、各保育所とも保護者の希望どおりの入所となっております。

従って、現在、待機児童はございません。

以上です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

次長、ありがとうございます。

数字的に見ますとね、確かに定員内で収まっておるといふふうなことにはなろうかと思えます。ただ、佐賀保育所はもうあれやないですかね、今現在74ですか。78かなと自分は勘違いしておったのですが、で、今月1人入って8月にも1人入るから、もう満杯かなというふうには思っちゃったけど、自分の勘違いだと思います。

いずれにしても、もう満杯に近い、佐賀、くじらとかのことがあります。それと、満杯でなくても、年齢層0歳とか、1歳とか、そういった部分においては、もう満杯どころか入れないからね。一人当たりの面積によって、0歳なんか特に、そういった座敷というか畳の部屋がなければとかいうことで、佐賀で今

5名までですかね、0歳が。そんなことで、去年からもかなり出生、産まれた赤ちゃんもおったりするわけですね。

その待機児童というその言葉自体も捉え方によって、入りたいけど、ここの保育所はもういっぱいだからいけませんよということで、入りたいけど、おじいちゃんおばあちゃんに見てもらってるとか、まあまあそういったような状況もあるように思います。それと、以前に畦地教育長の方が、町全体で考えると中央保育所にはまだ余裕があると。佐賀がいっぱいになれば、中央で受け入れができるというふうな言葉も聞いたわけですが、それは現実的に、佐賀から入野へ連れてきてくださいという話はなかなか、これ以前にも申し上げたわけですが、そういう話にならないと思うがですよ。毎日連れてきてください、ここは空いてますから連れてきてください、そういう問題ではないと思います。また、そういったことを続けていくとですね、子どもさん欲しい方、子どもさん生んで預けたい方、二の足踏んだら何にもならんがですよ。移住頑張りましょう、来てください、来てくださいよりも、町内で新しい命を育んでもらったらええんじゃないかと思うがですよ。そうせんとですね、町内で生まれ育った子は、やはり町内愛、地元愛というものが、移住の方とはもう。移住の方も好んで来てくれるわけですから、別に拒むわけでは絶対ないわけですが。

そういった意味でも、もっともっと安心して、いつでも預けられるような体制取ること町の仕事だと、自分は思ってます。

いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

橋田教育次長。

橋田教育次長（橋田麻紀君）

すみません、再質問にお答えしたいと思います。

確かに保護者が希望する保育所に空きがあって、すぐに入所できることが、最も望ましいことだと思います。しかし、各保育所の利用定員を超えた場合には、入所を受け付けることができません。そのため、利用定員まで達した保育所に入所希望があった場合には、保護者にほかの保育所への入所をお願いすることになります。

厚生労働省が示している利用可能な保育施設として、自宅から通常の交通手段で登所させる時間が30分以内であれば無理がないとされております。

そのことを踏まえ、利用定員に達していない保育所をお伝えしております。

以上です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

聞くに耐えられないような言葉で。

国であるとか県であるとか、そうった基準ですかね、そういったところはあると思いますが、この黒潮町だけはそんなことがないように、ぜひやってもらいたいわけです。そのことが、ほんと人口減少の歯止めの一歩に一番なるんじゃないかと、いつも思ってるわけですよ。そうせんことには、今、実際におられる子どもさんたちも、ほんとに満足して保育の方を受けておられるのかなっていうのが、今も思ったりもします。やっぱりですね、これも何遍も何遍も言いますが、三つ子の魂百までっていうことは、その時期にちゃんとした保育しておけば、覚えてるわけですね。子どもっていうのは、大人からすれば何で

もないことかもしれませんが、子どもの方は的確に頭に埋め込まれていくというか、そういう状態やと思います。ぜひですね、このこともぜひ考慮の上に黒潮町として、国がどうか、そういった問題、あることはもう分かり切ったことで、それをいかに町としての独自性を発揮するかにもかかってこようかと思えます。そのへんもですね、ぜひ今後の課題として頑張ってもらいたいです。ほんとにね、一番僕はこのふるさと大事やと思いますよ。そうやないと、黒潮町はほんとに危ないんじゃないかと思えますんで、よろしくをお願いします。

カッコ1の方、これで質問終わりますが、次回以降もまたこれは続けていきたいと思えます。

カッコ2と致しまして、佐賀保育所の園舎の湿気対策は整備できたと聞くが、保育に支障のないものとなっているか、についてでございます。

佐賀保育所は開所しまして3年目になると思えますが、当初からのひどい湿気です。職員の方はもう全員が苦勞されておったようです。ほんと、嫌な思いをしたと聞いております。朝来ると、子どもの描いた絵の棚のところでカビがもう大カビ。その近くにある紙芝居も大カビ。朝行って、最初の仕事がかび掃除、カビ落とし。そんな状況がずうっと、当初から続きよったようです。立地条件とかいろんな問題があつて、それは自然のあれでしょうがないことかもしれませんが、それに対する対応なんかも早め早めにやるべきやつたと思えますし、ちょっと対応も遅かつたかなというふうには思えますが。

で、朝拭いたものが、また翌朝来ると、またカビが生えてる。その繰り返しがあつたようです。カビですから、体にもあまりいいものではありませんよね。まして、小さな子どもさんを預かつておる保育所でそういう状態があつたようなので、これはほんと大問題だと思えます。

現状はですね、それでも去年ですか、除湿器の方を入れることで、もうフル稼働というかずっと回して、朝から晩まで、帰るときもつけっぱなしで帰って、朝水を捨てて、その繰り返しをやつてるようです。それと、何か一度暖房をかけたらしいですね。除湿とかだけではなくて暖房をかけて、暖房でカビの方が死滅したというふうなことも聞いております。そんないい方法、最初から分かつてるんならそれやつたら良かったかなと思つたりもしますけど。

新設して3年目の保育所ですんで、こういう状態ではなかなか町の大きなお金、予算を費やしての保育所ですんで、問題大ありやつたと思えます。

この件に関して、答弁の方をお願いします。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは浅野議員の、佐賀保育所の湿気対策のご質問についてお答えをさせていただきます。

佐賀保育所は、平成30年4月から開所致しまして今年で3年目を迎えました。議員のご指摘のとおり、開所初年度は6月から7月の梅雨の時期に、各保育室をはじめ、ホール、厨房の壁に結露とカビが発生致しまして、その清掃に保育士が毎朝対応しなければならぬ状況が続きました。しかし、その同じ年の9月に除湿器と扇風機を増設致しまして、夜間はそれらを常時運転致しまして、日中はエアコンや窓を開けて換気を行いまして、時期や気候に応じた臨機応変の対応をしたことによりまして、結露とカビの発生が抑えられ、昨年度の6月の梅雨の季節においては、結露やカビの発生は1日だけに減少をしております。

今年度も同様の対応を継続しており、現時点での結露やカビの発生は見られず、支障なく保育運営を行っております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

ただですね、今も湿気はあるのはあるらしいですね。除湿器を回せば、明るく朝行けば、水を捨てるといかにぐらいの除湿がされておるわけなんです。

ということは、どこかにその問題があつてですね、谷に建っておるわけなんで、どうしても湿気というか水分が多いのは当然やと思うがですけど。

何か根本的な問題あるとすれば、その問題を見出すことも大事なことで、もし仮にですね、今は台風でもない、時期的にもいいっちゃあいいあれで。何ですか、台風なんかで停電になるとか、そういった場合には当然、除湿器も使えない。また、停電でカビがついていうふうなことになることはもう目に見えておると思います。

そういう意味で、その根本的な問題を探るためにですね、普段の日は当然ね、保育に支障がありますんで無理やと思うがですけど、土日、祝祭日とか、そういったときに調査というか、湿度を測ってみたりとか、どこが一番湿度が上がるのかとか、そういったことで目に見えた問題点を見出すことができると思いますんでね。

そのへん、ぜひ一度やっていただきたいがですけど、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

議員ご指摘のとおり、佐賀保育所の今建っておる所につきましては、両方谷に挟まれて、非常に湿気が多い所で、地形であるということは認識しております。そのため、平成30年にそのようなカビが毎朝発生する状況になりまして、設計業者とそれからコンサルタントの業者の方にですね、精密ないろんな対応策を検討していただきました。その結果、園庭の下の辺りに水が流れておるような水脈があるんじゃないかということが想定されるということが出されました。その対応策としてはですね、やはりなかなか、今ある地形を変化させるということは非常に困難な状況であると思います。

従いまして、除湿器を活用しながら対応していかねばならないなということに、結論に至りました。

中山間にある施設として、そういう機械類も活用しながら、そういう地形であるということのを考慮しながら、付き合いながら建物の管理をしていく必要があると思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

いずれに致しましてもですね、大切な子どもさんを預かっているわけですので、皆が平等な、平等ないうか、環境は良好な環境が子どもさんに与えられるべきやと思います。それを平等に与えるべきやと思いますんで。

ぜひですね、今さら建て替える、よそへ建て替えるという話にはならんわけで。ただ、工法的にいろいろ、もうひとひねりいうか、山側に大きな溝を造るとか、そんな工法もありかなと思ったりもします。ど素人考えで。山際へズンと大きな溝、そこで堰き止めるような、そんなことしかできないかなというふうな、素人考えもあります。

いずれにしても、今の現状であれば、停電のときであるとかそういったときには、また元のもくあみと
いいますか、またカビがっていうふうなことになろうかと思えますんでね、ぜひそのへんも今後の課題と
して検討していただきたいと思います。

では、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、14時55分まで休憩致します。

休 憩 14時 38分

再 開 14時 55分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、濱村美香君。

7番（濱村美香君）

通告書に基づき、質問をさせていただきます。

今年、2月下旬より、新型コロナウイルス感染症に関連する影響が、わが町でも出てきました。

本町では、休業に関する給付金や、マスクの配布、青い旗の取り組みなど、早い時期から、さまざまな
対策を講じていただきました。このことには、住民の皆さんから感謝の言葉を多く聞くことができました。

私も住民の一人として、とてもありがたく思っております。

そして、同時にさまざまな支援が、一人一人、そして、家庭ごとに行き渡ることを願っております。

それでは、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

1、在宅修学支援金について。

カッコ 1、新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策として、休業を余儀なくされた生徒、学生を持つ家
庭、または本人に、在宅修学支援金を給付する制度を設けていただきました。

現時点での申請者数は何件あったか問います。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、在宅修学支援金の申請件数についてお答えをさせていただきます。

その前に、この支援金制度の概要を簡単に述べさせていただきます。

この支援金は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休校により、自宅での学習や遠隔授業を
余儀なくされた児童生徒、学生、または保護者に対しまして、5月11日から支援金の申請受付を開始致し
ました。

対象者と支援金額は、5月1日現在で、町内に住所がある児童生徒、学生のうち、町外の小中学校に在
籍する児童生徒1人につき1万円、高校生1人につき2万円、そして、自宅から通学する大学生1人につ
きまして2万円、また、自宅外から通学する大学生1人につきまして3万円を支給致しております。

それで、6月8日現在の申請者数は316人でございます。対象者をおよそ528人と見込んでおりますの
で、申請率は約60パーセントでございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

1 週間前ほどに窓口で問い合わせさせていただいたときには 290 件ほどの申請数と聞いたので、少しずつ申請者が増えているということで、少し安心をしました。

ただ、なかなか、ホームページを見て、その情報をキャッチするっていうことが難しく、告知が始まったあたりには、いろいろ足を運んで聞いてみると知らない方が多く、なかなかこれを見てくださいと言っても、そのホームページの中身で読み込みがちよっと難しく、どういう書類をそれえたらいいのかわからないという相談もあつたりしたので、その後、件数が増えたことに対しては、すごく安心をしています。

また、5 月 21 日付に、高知新聞に、見込み 500 件に対して 40 件の申請しかないという記事を見て、おじいさんが新聞記事を見て、孫にこういうのがあるけど申請したかということを知ってくれた、とかいうこともありました。

町内の小中学校に在学する児童生徒には自動的に 1 万円が振り込まれるという、ありがたい仕組みの在宅学習支援金の方もありましたので、今回のこの支援金というのは、この時期に対してすごく親にとってはありがたい支援金でした。

なかなかその、募集要項とかを読み込めなくて、自分は該当しないだろうと諦めていた人なんかもあって、再度、制限がほとんどない支援金なのだということが、自分の知り合いを通じて広がっていったりもしましたけども。

町としてホームページ以外で、2 つめの質問になりますけど、住民に対してはどのように広報していったか教えてください。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、在宅修学支援金の広報の方法についてお答えをさせていただきます。

この支援金の対象者につきましては、町外の小中学校に在籍する児童生徒は把握できますけれども、高校生や大学生は、在学の確認や進学の状態をなかなか確認できないため、把握が非常に困難でございます。

そのため、対象者への周知は、あらゆる手段を検討して実施をまいりました。

その手段と致しましては、先ほど議員が申されましたように、黒潮町の公式のホームページへの掲載を致しました。あとそれから、公式のフェイスブックへの掲載、そして、ツイッターへの掲載を行っております。これらにつきましては、比較的若い世代の皆さんには見ていただけるものだと思いますが、それ以外の方につきましてはですね、やはり対応をしなければいけないと思ひまして、町内全戸への支援金の一覧表の配布を当初に行いました。それから、その子どもさんたちが通っておられるだろうと予測される、県内の特別支援学校への支援金の周知の依頼文書をさせていただきました。それから、ほかにも県内の高等学校等それから大学などへ、全て 37 校ですけれども、支援金の周知の、よろしく願ひしますという案内文書を発送致しております。

あとそれから、高知新聞の方にもですね、申込者が少ないという形の部分で、申請の呼び掛けを行うような掲載をさせていただきました。

そして今回、広報くろしおの方にも載せさせていただきました。

その結果ではありますけれども、申請者数が、5 月 18 日現在では 50 人でございましたが、6 月 8 日現在

では先ほど申しましたように316人ということで、増加を致しました。

しかしながら、まだまだご存じでない方も多くおられると想定していますので、さらに広報活動を強めていかなければならないと検討致しております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

その広報の形ですけども、子育て世代の親はフェイスブックとかツイッターというものをよく見ると思うので、そこまで広げていただいたことはとてもありがたいことだったと思います。それがこの316件につながっていると思うんです。

見込みを528人としているということなので、多分これが22歳以下とか24歳以下の人口の数だと思うんですけど、60パーセントということは、まだ40パーセントの方がこの支援金を受け取れる可能性があるということなので。じゃあ、情報に鋭い人はすぐにこういう支援金を受けられるけども、情報をキャッチしにくい人もいると思うんですが。例えば、ネット環境が整っていないだとか、配布物が母屋の方に行ってしまうと、若夫婦の所には来なかったりして見落としたりっていうこともあるし、あと時間的余裕がなくて、一生懸命働くばかりで全然そういう広報に目を通す時間がなくてバタバタしていたという、小さな子どもを育てている家庭もあると思うんですけども、そういう情報弱者がいると考えます。

多分、今、この60パーセントの方の中には、在学証明書が取れないからちょっと申請をまだ7月末まであるので待っているという家庭もあるかもしれませんが、もう少しこう、本当に申請ができてない家庭っていうところの把握はできますでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

周知の方法、あと40パーセントの方への周知でございますが、これまで取り組んできました周知方法はもちろん継続していきますが、それとは別にですね、現在中高生で、町内の小学校、中学校を卒業したそういう方はある程度把握ができておりますので、その中で、まだ申請がない方へのご家庭へですね、個別にご案内文書をさらに発送したいと思っております。

併せて、なかなか身体的にも、理由によりまして申請自体ができないご家庭も、いろんなご事情もあるかと思っておりますので福祉部門と連携を取りながらですね、そういう方に対しましても個別に訪問させていただくなり、支援をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

件数からしたら、40パーセントといえどもかなりの件数になると思うんですけども、やはり情報に鋭い者だけが得をするという制度ではいけないと思うので、何らかの工夫をして、どういうところに情報が行き届いていないかっていうところを紐解いてもらって、その情報が届いてない家庭に対してのアプローチというのは根気よくちょっと続けていただいて、何とか全体に行き渡るようにしていただきたいというふうに思います。

行政との協働という形で、何か私たちにもできることがあれば一緒に、こういう。家庭を訪ねて訪問するってことは情報のこととかもあるのではなかなか、プライバシーのこともあるのでできないですけど、地域で私たちに何かこうできることがあれば、行政にだけお任せするんじゃなくて、一住民としてできることがあればしていきたいと思うんですが。

何か、そのようないい案はないでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

非常に、そういうふうにご支援いただくということは、大変うれしい限りでございます。

ただ、個人情報ということもございますので、できるものとできないものを再度検討させていただいて、お力を借りれるところは借りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

いつも行政に要望することばかり多くて、あれをしてください、これをしてくださいっていうことが多い中で、やはり私たちも何か地域の中でできることがあったら、遠慮なくとは言いませんが、できないことも多いので。でも、できる範囲でいろいろ一緒に、こういう支援金を拡散するとかそういうこととかは、広めていきたいと思っています。

今回の支援金の拡充、情報の拡散に当たっては、保護者同士の口コミっていうのもすごく大きかったと思います。誰々から聞いてたとか、そういうことを言ったので。なので、その保護者の口を通じて、こういう支援金があるよっていうふうなことを伝えていただくという方法もまた一つの方法なので、そこらへんも私たちも意識しながら、なるだけ、本当に所得制限等もないし、いろいろ制限もないので、この制度は活用させていただきたいなというふうに思います。

ただ、一つだけちょっとこう気になったのは、この感染症の自粛の関係で、当初入学するはずだった学校に行けず、入学もできてなくて、都会にはいるけれども在学証明書もないし、18歳だけでもこの支援金が受けられなかったという家庭があったので、そういうときにはやっぱり難しいなという。何か海外の方にちょっと留学予定だったようで、ああそうか、狭間があったなというふうに、ちらっと思いましたが。

そういうケースの相談はなかったでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは再質問にお答え致します。

そのような具体的なものちょっと来ておりませんが、ただ、この制度につきましては学校教育法に基づく学校ということになってますので。例えば、職業能力開発促進法に基づく、職業訓練学校ですかね。例えば中村高等技術学校ですか、そちらの方とかはちょっと対象にはならないので、そういう所で就学をされておる方については、ちょっと残念ながら対象としておりません。

そういう部分が何例かございましたが、ほぼほぼ、この学校教育法に基づく学校ということで網羅できておるというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

ありがとうございました。

突発的な支援金にもかかわらず、いろいろな手だてを取って、そういう施策を実施していただけたことはとてもありがたく思っています。在学証明書を取りに行ったその学校の先でも、事務の先生が、黒潮町はすごいねと。うちのところにはこんながないよ、いうて言われたというケースもあって、その子どもさんも誇らしかったと思います。黒潮町の子どもであるということが誇らしかったということでした。

また、これからもこういう臨機応変な施策をよろしくお願い致します。

これで、1の在宅修学支援金についての質問を終わります。

それでは、次の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に伴い、デイサービスやデイケア、ヘルパーサービスの利用を自粛された方があると思います。その方についても町は、早々に介護手当の給付を位置付けてくれました。

そこで、2つ目の質問です。2、在宅介護支援について。

カッコ1、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために介護サービスの利用を自粛した家庭に対して、臨時的に在宅介護手当が給付される制度を設けられましたが、現時点での給付実績は何件ありますか。

問います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の2、在宅介護支援についてのカッコ1についてお答えをします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、通所介護サービス事業所に規模縮小要請を致しました。利用者さま、そのご家族や介護されている方には、ご家庭での介護をお願いすることになり、かなりご負担をお掛けした方もおられるかと思えます。

ご家族や介護されている方に負担がいくと分かっておりながらも、感染拡大防止にご協力いただいた方、別のサービスに切り替える協力をしていただいた方、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を恐れ、自ら自粛している方についても同様、この在宅手当を支給することとしております。

対象者は、サービス利用の実績等で確認をさせていただきますが、介護給付実績がまだ確定をされていないため、現在は支出の実績はございません。

確認漏れや申請漏れがないよう、広報にも掲載をさせていただき、申請の支援が必要な方には、担当の介護支援専門員や、あったかふれあいセンターの職員さん等にもお願いをし、支援をさせていただきたいと考えております。

近々、ご案内を送付させていただきますので、申請をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

すいません。私の方が先、ちょっと進むみたいで。

まだ実績がないということでしたけど、事業所へのヒアリング等で実際に規模縮小によって自粛されたという情報はありますか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の再質問にお答えします。

確実な数字はまだ出せておりませんが、おおよそ120から130人程度ではないかというふうを考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

それだけの数の方が、この感染防止のためにご協力いただいたということで。

独居の方もいると思うんですけども、独居の方については該当になる、在宅手当ですか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の再質問にお答えします。

独居の方も、今回の規模縮小に伴ってサービスを切り替える協力をしていただいた場合、それから、感染症の感染拡大を恐れ自ら自粛している場合、その場合には対象となります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

何か在宅介護手当という、在宅で介護をされる方がいて支給されるというイメージがあったので、とてもそれは、在宅で自粛して不自由な生活、不自由な思いをされている方にとってはありがたいことだったと思います。

あと、独居の方なんかや、あと高齢世帯の方、老々介護をされている方なんかは、世帯が別でも家族の介護、中村から介護に来てもらっているとかいうこととかも、あると思われます。

利用自粛によって、やっぱりこう、対象者が本当に広いと思うんです。1人の方もあれば2人の方もあ。5人家族の方もあ。いろいろあると思うんですけど、そういうふうに独居の方にも広げていただいているということはとてもありがたいと思います。

カッコ2の質問にいかさせていただきます。

従来の在宅介護手当について質問します。

現在、何名の方が対象となり、給付を受けられているか問います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の2、在宅介護支援についてのカッコ2についてお答え致します。

町では、黒潮町在宅介護手当の支給に関する条例に基づき、在宅で介護されている介護者を激励し、その労に報いるとともに、町民の福祉の増進に寄与することを目的として、在宅介護手当を支給しています。

支給要件については、被介護者も介護者も、黒潮町に住所のある方で、要介護4および要介護5の認定を受けられたご家族や、その他条例で規定する要件を満たしている方を常時介護していること、そして町税等に滞納がないこととなっております。

手当の支給につきましては、月の半分以上を在宅で介護している場合には月額1万円を支給、また、ひと月のうちで介護給付費が10万円未満の月は1万円が加算されますので、人によっては月額2万円の支給となる場合もございます。

令和元年度の在宅介護手当の支給状況は、実人数で32名、399万円支給していることとなります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

現在、給付を受けられる対象の方が32名ということは、思っていたよりも少ない数だと、ちょっと思っています。

4、5以上の方にも限らず、2、3でも該当になるケースというのはどういうケースでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の再質問にお答えします。

要介護4、5以外では、寝たきりの高齢者で、その状態が3カ月以上継続している方、そして、障害児福祉手当、および、特別障害者手当の支給に関する政令省令の規定に基づく認定を受けている方で寝たきりの方、3点目として、認知症高齢者については、医師が認知症を認める方で、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のうち3ランク以上で、その状態が3カ月以上継続している方のいずれかに該当する方となります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

要介護の4、5がついてなくても、その介護が必要な度合いによって在宅介護手当が対象となるということなのですが。

認知症を認めるランク3っていうところの度合いというのはどれぐらいのあれですか。それはもう、認定調査の結果に出てくる、その数字になりますでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の再質問にお答えします。

認知症の自立度、3ランク以上っていうところですけども、これは細かくチェック項目がございまして、それを全てこうやっていった上での、点数をランク分けしていることとなります。

ちょっと手持ちの資料ございませんけれども、また、条例、それから規則等でお記しをさせていただいておりますので、ご確認をしていただければと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

要介護状態が4、5になるっていうところでは、なかなか在宅生活が厳しくなってくると思います。しかも、常時介護が必要な状態ということで、該当は少ないのではないかと思うんですね。

在宅で介護を受けながら生活をしている人で、やっぱり多いのは1であったりとか2、3までの方が多いと思うんですが、その32名の方の介護度っていうのは出ていますか。出ていなければ構いませんけども、出ていれば教えてください。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

すみません。細かな何名っていうところではありませんけれども、要介護4と要介護5がほぼ半数程度になっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

ありがとうございました。

4、5が50パーセントということは、ほかの要件を満たして在宅介護手当を受けられているということになると思うんですけど、脳梗塞の後遺症とか認知症においては、介護度ですっとう出るものではなくて、本当に一番大変なのが2、3のあたり。家からふっと飛び出していなくなったり、カーっとなって、それこそしばらくどこに行ったのかなあと探さんといけなかったり、他者とのコミュニケーションがうまく回れず、集団で過ごすこともできないとか、そういう課題がたくさんあって。一番介護、認知症の場合特にそうなんですけど、2、3ぐらいに認定される方、1の方でも認知症の種類によっては、とても介護に手間を要するということがあります。で、介護サービスもなかなか使える状態にはない場合があります。それはどうしてかという、集団で長時間過ごすことができない。そういう人もいますし、家族が自分の時間で、全てその人を見ているというケースがあります。

その32名の中に、そういう方たちに対する在宅介護手当っていうのが支給されているかどうかっていうところがすごく疑問になってきましたが、ここでその32名の顔が思い浮かぶかどうか分かりませんが、本当にほかのサービスを利用せず、近所の助けを少し借りながら、子どもたちの助けを少し借りながら一生懸命生活している人に対する在宅介護手当の支給っていうことについてどのようにお考えをお持ちか、お聞かせください。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の再質問にお答えします。

本当に、ご家庭の中で苦勞をされて介護をされておられる方がいるのは、重々承知しているところです。

ただ、この在宅介護手当については、今の条例どおりの対応でいかさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

私の個人ではないですけど、私も含め、やはり本当に家庭で介護をしながら大変な思いをしている人に対して、何かこう手当というか報われるものが欲しいというふうに思います。

介護サービスを利用することは簡単なんですけれども、やっぱりそこになじめない方もいますし、好まれない方もいますので、在宅で見ることの良さもとてもあります。

なので、そこらへんについて今後、条例に沿ってということなので条例の変更もあり得るというか、条例の変更に向けて取り組む姿勢はありますか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども申しましたとおり、各個人でかなりの差が出るというか、住民の方の状況が違っております。

ですので、なかなかこの線引きというところが難しいところがございますので、現段階では条例の対応でいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

今後、2025年を間近に控えて、在宅介護の推進をするためにさまざまな制度やサービスが創設されていくと思われま。

今以上に増えるかどうかは分かりませんが、ニーズは確実に増えてくるとは思うんですけども、それを全部公的サービスで賄うっていうことは、とても支える側の負担が大きくなるともいわれていますし、予想がつくんですけども。そうしたときに、やはり家族の力、家族の介護力を引き出す意味でも、やはり現在4、5には該当するほどの重度ではないにしても、やっぱり徘徊があったりとか、立腹してプイッと家を出て、山の中まで探しに行かなければならないというケースも今でもあります。どこに行っとうということで、隣近所と探しているケースもあります。

そういう所に対しても、どのようにしたらそういうことを判断できるというか、なかなか人の目の基準とか見た目だけではなかなかこう、平等に、公正に判断できないと思うんですけども、何かこう、そのラインをもうちょっと下げていただく。こういう方たちに対して、やはり在宅介護手当が必要というラインは下げていただくっていうことを今後、検討していただきたいと思うんですが。

いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

現段階では、やっぱり条例どおりの対応でいきたいというふうには考えておりますけれども、また今後の状況を見ながら、検討をすべきときが来たら、検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

何度も同じことを言わせてすみません。私もしつこいなと思いつつながら。

町長はどのようにこのことに関してはお考えでしょうか。32 名の方だけが在宅介護該当者で、私は少ないように思うんですけども。

町長のお考えをお聞かせください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

一番自分たちが見失ってはならないのはですね、その在宅で生活をされている方の生活支援がどうあるべきなのかっていうことであって、今回のこの在宅介護手当の支出っていうのは、その一つのツールにし過ぎないと思っています。

しかしながら、議員からご提案いただきましたように、ああ、なるほどと思ったのはですね、ご家族のその介護力ですね、現場での。それを引き出すために、それはひとつ大きな視点として持っておかなければならないところだと思います。

危機意識については、恐らく同様の認識を持っているつもりです。もしかすると、これまでだと支える力がですね、ご家族だけではなくて、例えば地域にあったりとか、そういったことが包括的に、支えられていた社会というものの関係性の希薄化、こういったことが全国で叫ばれている中で、そういった方々の QOL をどう保っていくのか。これは大きな課題でございます。

その中の一つのツールとして在宅介護手当が最適であると判断をすれば、検討に入りたいと思いますが、それ以外にさまざま尽くすことができる手があるかと思えます。

そちらについても全方位的にですね、いったん検討さしていただければと思います。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

さまざまに検討をしていただけるということですが。

その検討をするに当たって、やはり、どういう人たちが在宅で生活をされているか、介護を受けているか、介護をする方たちはどういう状況にあるのかっていうのを、しっかりと自分たちの目を見て、情報を基にやっぱりきちんと仕組みづくりをしていかないと、ずれが生じたりすることがあります。どうしても机上の話になると、なかなかその本当の人たちの姿、声、聞こえなくなったりしますので、そういう仕組みを作るとき、検討するときには、ぜひ現場の人の声、本人たちの声も盛り込んで作っていただけたらと

いうふうに思います。

やっぱり、これから受け身の生活よりも、自分たちが主体的に生きるっていうところをしっかりと持っていただきたい。で、そのために在宅介護手当っていうのは、自分たちでお父さんを見れるとこまで見ようかねとか、そういうことのきっかけになったりするかもしれません。金額ではありません。町がこれだけ応援してくれている。本当を言うと、金銭的には困ってない家庭もあるかもしれませんし、実際には困っている家庭もあるかもしれません。けれども、そういうこう、金額ではないんですけども、何か町が在宅介護を応援してくれているというところ、本人たちが主体的にこういうことをしたいというふうに見えるような活動、取り組みがやっぱり必要だと思います。

自分たちはどうしてもサービスを提供する側になりがちで、こういうのを作ったら便利なんじゃないかとか助かるんじゃないかと思いがちですけど、本当はどうしたいのか、本当は何が必要なのかってというのは本人たちの心の中、頭の中であって、それはたとえ認知症があっても、精神障害があっても、皆さんの中にある。それをどれだけ自分たちが聞き出して引き出していけるかっていうところが、これからの介護の視点、大事なんじゃないかというふうに思いますので、そのことについては検討のときに必ず視点に入れておいていただけたらと思います。

それでは2つ目の質問はこれで終わります。あ、終わりませんでした。すみません、間違えました。

カッコ3、町内在住の若年性認知症の方の数や、その方たちの生活の状況は把握できているか問います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の質問の2、在宅介護支援についてのカッコ3についてお答えを致します。

まずは、ご質問の町内在住の若年性認知症の方の数についてですが、町では病院受診された方のうち、認知症の診断がついた方の情報の一部は把握することができます。しかし、全体の数までは把握できないのが現状です。

若年性認知症については、認知症の診断名がつくのを、ご本人やご家族も受け入れがたい部分もあろうかと思われます。中にはオープンにされる方もおられますが、認めたくない、知られたくないと思われている方が多いことも事実でございます。町の方で情報が得られましたら、訪問等により現在の状況確認やお困り事、病院への受診状況、必要な支援等について、慎重に関わっていきたくとも考えております。

生活の状況の把握については、保健衛生係、地域包括支援センター、福祉係、保健センターが必要な方の訪問を行い、把握に努めております。しかし、役場だけでは把握でき切れませんので、情報の多くをあつたかふれあいセンターからつないでもらっております。

あつたかふれあいセンターの職員の皆様は、住民の皆様により近いところで地域を支えていただいております。自宅訪問をしてくれ、生活の状況を把握し、支援をしてくれています。その情報をほぼ毎月、共有をさせていただいております。見守りの必要な方に何か変化があったときには、随時で連絡をもちょうこともございます。

必要などころにつないでいくよう、今後もあつたかふれあいセンターにご協力いただきながら、生活状況を把握していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

地域に近い、あったかふれあいセンターからの情報を得て、生活の状況など、情報収集してくださっているというお答えでした。

あったかふれあいセンターの職員から情報が来たときに、役場の包括支援センターであったりとか、保健衛生の係の方であったりとか、生活状況の確認には行っていただけていますでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

訪問等についてですけれども、情報を得たときにですね、一番適切な、どこの係が行けばよいかっていうところを協議をしまして、一番いい、適切な係が訪問をさせていただいております。

複数で対応させてもらう場合もございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

情報のやりとりというのはとても大切なことだと思ひまして、情報を伝えたら、こういう状況でしたという、双方向のやりとりがとても大切なことだと思ひます。これからもよろしくお願ひします。

人から聞いた情報や、パソコン内で見えるデータの情報から、なかなかその方の生活をイメージできる、困り事について気付くことができるというのは、よほどの経験がない限り無理だと思ひます。なので、一人一人ケース違ふと思ひます。

特に 40 代で若年性認知症になったら、子育ての最中でありまして、働き盛りで、本当に家計的にも大変になると思ひます。そういうときに、福祉の課だけで終わらさず、じゃあ税金の支払いについては困らないんだろうとか、そういう横つながりの取り組みも今後必要になるかと思ひます。

さっき課長も言われましたように、なかなか認知症の初期の場合には、受診につながらないケースが多くあります。でも、受診して、診断を受ける受けない別として、生活上どうということが困っているかということの解決ができたなら、別に診断を受けなくても暮らしていくことができます。普通に暮らしていくことができますので、その生活が崩壊しないように、どの部分の支援が必要かということを見極められて、多職種で連携して支えていくっていう仕組みづくりが必要と思ひますが、そのことを願ひしておきたいと思ひます。先ほども言ひましたけど、やはり当事者の声を聞く、家族の声を聞くというところからスタートしてほしいなというふうには思ひます。

これで、在宅介護支援についての質問、終わります。ありがとうございました。

続いて、3 つ目の公共工事について質問をします。

カッコ 1、町発注の公共工事について、昨年度は何件の実施があり、どのような方法で実施業者が選定されたか問ひます。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

濱村議員の一般質問の 3 番のカッコの 1 番、公共工事の発注状況につきましてお答えを致します。

議員がご質問されます、公共工事の発注についての昨年度の実績等につきましては、総務課において所管をしております入札業務に基づきお答えをさせていただきますので、競争入札による契約の数値となることを、あらかじめご了承くださいと思います。

令和元年度の実績としましては、手元の集計によりますと、請負工事の入札により契約をした件数は71件となっており、契約金額は約7億9,000万円となっております。

また、委託契約では33件、契約金額約2億3,000万円、物品購入の契約は10件で、金額につきましては約1,500万となっております、合計では、件数114件で10億4,000万円の契約額となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

工事の発注から契約までの流れについては、どのようになっていますでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

濱村議員の再質問にお答えします。

通常一般的な請負工事等につきましては、入札の約15営業日に、入札をする工事を確定させ、指名業者の選定を行い、指名通知を発送した後、閲覧期間を10営業日の確保を行い、入札が実施されます。

その後、議会等の議決が必要なものを除いて、事務的に契約がされるということになります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

すみません、初歩的なことを聞きますが、閲覧ではどういうことを閲覧されるのでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

閲覧につきましては、設計書の金抜き設計書と、設計図面等が閲覧されるということになります。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

もう一度、ちょっとゆっくりお願いします。聞き取れませんでした。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

閲覧は金抜き設計書。金額が入ってない数量だけの設計書と、図面等が閲覧されます。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

その閲覧を経て、見積もりをして、入札に掛かってくるということでしょうか。入札に見積書を出してくるという流れでよろしいでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

入札する業者につきましては、その金抜き、金額が入っていない数量だけの設計書を見て、数量を算出して、落札金額を予想して、それをもって入札に当たるというふうに理解しております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

落札に至るまでの経緯で、このごろよく、県の工事も町の工事も、どうしても価格が同額であればくじ引きになる。そのようなことが多いと聞きました。

実際に黒潮町でも、くじ引きになるケースというのは、現在多いのでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

昨年度の 114 件の中でくじ引きとなった件数は、請負契約の 26 件となっております。

率にして 36.6 パーセントになっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

くじ引きと聞くとすごく簡単なことに思うんですけど、厳選にくじ引きはされていると思うんですけども。

そのくじ引きになるに当たってはやはり、資料等を見てみると、最低金額、最低制限価格というところに近いところがどうしてもくじ引きになってしまっていて、最近では積算のソフトもできてきて、かなり精密にその見積もりの金額が出せるようになってきたということを知ったことがあります。これからもその積算ソフトが精密になってきて、見積額が同額で、しかも最低限度金額に近い形で提出をされると、くじ引きという形になる可能性ありますよね。

その最低制限金額の設定は、どのようにして決められるのでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

最低制限価格が設定される理由につきましては、適正な入札価格でない場合は、工事の品質を担保したり、また、従業員の雇用や賃金を確保したり、さらには公正な競争を阻害して、市場経済の健全な発展を阻むこととなるために、最低制限価格として最低ラインである金額が定められているものと理解しております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

その最低制限金額というのは、何かこう基準というか、パーセンテージとか決まり事っていうのは国とか県の分で何か設定されたものがありますか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

黒潮町内におきまして最低制限価格の決め事をしておりまして、それに基づき、計算により算出されます。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

請負契約の参考資料を見ることが、今まで私も機会がなくて見たときに、予定価格とか、あと設計価格とか、そういうもっと高い、10 パーセントぐらいまだ高い、落札の金額よりも高い金額が示されていますけども。

先ほど課長は、その優良な工事をするために最低限の費用っていうところで最低限度価格を設定するということでありましたけど、その最低限度価格で常に工事が行われるっていう、それでもまだ、こう優良な工事っていうのはちゃんと担保されるということではないでしょうか。

何だかこう、金額が大きい工事になればなるほど、その差額っていうのが、同じ10パーセントでも差額が大きくなって、業者さんにとっては、その最低価格っていうところのしわ寄せがいつぞ来るんじゃないか。もう余力もなく、しかもくじに外れ続けたら、本当に公共工事っていうのはなかなか請け負うことができなくなるんじゃないか、というふうに心配もしてしまうんですけども。

その問題は大丈夫でしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

まず、基本的に、入札業者が最低制限価格の金額あたりで入札されるのは、その業者が積算をして、その金額で工事が適正に実施できるものと判断をして入札をされているというふうに考えております。

また、行政の立場から考えると、高い金額で落札をさせると、いわゆる税金の無駄遣いではないですけ

ど、税金が余計に使われることとなりますので、行政から考えると、より低い金額で入札されることが好ましい一面もあります。

ただ、心配されますように少ない金額で落札すると、利潤が少なくなったりするという心配はありますが、先ほども答弁しましたとおり、基本的に業者の方が、この金額で自社は工事が完結できるという判断で入札をしていただいておりますというふうに考えてますので、今のところ心配はあまりしてないのが実情です。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

なるべく頂く仕事は金額が高いに越したこともないですし、余力を持つ意味では、不景気に対応できるように余力を持つためには、安定した経営が図れるようになるべく高く工事は請け負えた方がいいと思うんですけども、税金の有効な活用ということであれば、それは何となく、そういう仕組みになっているということでは言いようがないんですけども。

今後、またこの公共工事についてはいろいろ発注されていくと思うんですが、希望としては、住民、業者、双方の希望はあるでしょうけども、雇用の安定を図るとかそういう意味でも、やはり業者さんがあんまり苦しめないような設定というものを願います。

たとえ昨年くじにたくさん当たっていたとしても、これから先当たるかは分からないですし、去年一回も当たらなかったという業者さんもやっぱある中で、今年は当たるかもしれないというまた希望を持って工事、指名に入れるようにきっと励んでいただけたらと思います。ガソリンが値上がりをしたりとか、物価が高騰したりして、なかなかその経費もかなり掛かっていると思います。

建設業者、土木業者のみならず、なかなかお給料も上がらないし、上がっても社会保険料で引かれたりしてやっぱ手に取るところってのはとても少なくなっていますので、そのことも踏まえて、あまり、町がもしその最低制限金額を設定できるものであれば、1 パーセントでも 2 パーセントでも高い方がいい場合もあるなというふうに思います。

カッコ 1 の質問をこれで終わります。

カッコ 2 について質問します。

昨年度内に発注、完了できなかった予算繰越の工事について、今年度の推進の計画はできていますか。問います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

濱村議員の一般質問の 3 番のカッコの 2、繰越工事の推進計画につきましてお答えを致します。

令和元年度の予算の繰越明許費につきましては、今議会におきまして、報告第 30 号、令和元年度黒潮町繰越明許費、繰越計算書として報告をさせていただきましたとおりとなっております。

この中で、議員がご質問されます工事発注等に伴う繰越予算につきましては、手元の集計で、事業数約 14 件程度、予算にして 6 億 2,000 万円程度になると考えております。

ご質問の、これらの工事に関する今年度の推進計画につきまして、各事業についての計画期間として集約をしているところではございますが、全ての事業におきまして始期が令和 2 年 4 月からとなっております、

終期につきましては各事業により差異があり、この差異につきましては、各事業の詳細な推進計画に基づくものであると考えられます。

また、始期が4月とはなっておりますが、必ずしも工事の発注予定等が4月になっているものではなく、さまざまな準備を経てから、請負工事等の発注となります。併せまして、一つの事業の中で工種別などにより複数の請負工事の発注となることもありますため、工事等の発注数と事業数が合致するものではないこともご理解をいただきたいと思います。

各事業の請負工事等の発注時期につきましては、個別にご質問をいただくほかないというふうには考えませんが、繰越明許費による工事につきましては、それぞれ事情はあるものの、基本的には請負工事の発注等が少なくなる4月から6月の発注を行うため、早期発注、早期着手についての町長、副町長からも指示をいただいております、早期着工が可能である事業については、その目標に向かって、各課、室において鋭意取り組んでいるものと理解をしております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

なぜこのような質問をさせていただいたかといいますと、特に今年は新型コロナウイルスの関係で、飲食業、観光業、宿泊業、町内の小売業者とか、さまざまな事業者がしんどい思いをしています。例年、4月から6月、ここ数年は、町長の指示があつてのことだと思ふんですけども、仕事がないということはないという事業者さんへの聞き取りを数名にしたところ、ここ数年は4月から6月でもちゃんと満遍なく仕事があるというふうなことは聞いてはいますが、今年は特にそんなことを考えたりしました。

そんな中で、あまり密集することなく、屋外で作業のできる土木建設工事、そういう事業は、比較的影響を受けずに済むのではないかと考えました。どこか元気な所が一つはあつてほしいというところの思いがあります。

4月から6月というのは、もう6月が終わってしましますが、またこの暑さがね、強くなるこの4月から6月というのは一番、現場のことは分からないんですけど、働く者としては一番気候のいい、外で働いても体に無理のいきにくい時期でありまして、その時期に仕事がないよりは、そういう時期にゆっくりこう仕事のできた方が、健康的にもとてもいいと思ふんです。視点がちょっとおかしいかもしれないですけど、なので、こういう時期にやはり、仕事が年間通して満遍なく、さらに多いぐらいでもいいかと思ふんですが、

この14件のうち、現在、工事が完了している所は何件ありますでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

先ほどの答弁で少し分かりにくかったと思ふので、補足をさせていただきたいと思ふます。

繰越調書として提出されたのが14事業、請負工事を含むやつが14事業でして、工事の発注件数でもありませんし、14事業について繰り越しがされたという趣旨の答弁となっておりますので、ご理解を賜りたいと思ふます。

調書の中で、カウントはしていませんが、繰越明許費の繰越計算書の中で、一つだけ完了したものが

ありますが、繰越明許費の繰越計算書では、22の事業が載っております。

それとほかに、1件だけ完了というものがありますので、22事業についてはまだ完了していないというふうに認識をしております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

先ほども言いましたけども、やっぱり4月、6月は工事が少ない時期なので、せめて繰り越しのある部分だけでも先に先に済ましておかないと、また今年度の事業も立て込んでくると思うんですね。で、暑い盛りの夏に過重な労働をするよりも、やはり体のこと。体力が勝負だと思うので、体のことを気遣いながら満遍なく仕事ができるのが一番、高齢になっても、長く働くことのできる取り組みかと思います。満遍なく仕事があることで、やはり雇用の安定化であるとか、体力の維持、健康づくりにつながっていくと思います。やっぱり過重な労働がかさむと、過労死とまではいかないかもしれませんが、高齢になってくるとなお無理が利かなくなると、ほんとだったら70歳まで働けるところが、60歳で辞めざるを得なかったということにもなったりもするかもしれません。仕事がないからという理由で、従業員を休業させざるを得ない事業所もあると思います。一度手放した人材は、なかなか帰ってこないと思います。優秀な人材をやっぱり確保して、町のインフラ整備にきちんと対応してもらえる事業所を育てる意味でも、やはり、工事が満遍なくあるとか安定した雇用があるってことはとても大切なことだと思いますので、そのことも含め、福祉の人材も、不景気になってくると条件のいい所にどんどん逃げていってしまう。逃げてという言い方はおかしいかもしれん。流れていってしまいます。

なので、どうしても少ない人数でケアをするようになってしまうと、質が落ちてきたりもします。突貫工事みたいなことになってきます。なので、それではやはり優良な工事につながっていかないと、優良なケアにつながっていかないとということもあるので、そのことについては、ぜひ満遍なく工事が進められるようお願いをしたいと思います。

これで私の質問は終わります。

議長（小松孝年君）

これで、濱村美香君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会時間 16時 04分